

構造改革特区

～地域の特性に応じた地域活性化～

- 令和7年版 -



目次

◆ 特区制度の仕組み

・各特区制度の概要	2
・国家戦略特区の指定区域	4
・規制改革の全国展開について	5

◆ 構造改革特区の仕組み

・構造改革特区制度について	7
・構造改革特区制度の目標	7
・構造改革特区制度の流れ	8
・① 規制の特例措置の提案について	9
・（参考）規制対応・規制改革参画ツールの利用フロー	10
・② 特区計画の認定について	11
・③ 規制の特例措置の評価について	12
・構造改革特区の年間スケジュール	13
・構造改革特区で実現した主な規制の特例	14
・構造改革特区 活用できる特定事業一覧	15

◆ 代表的な構造改革特区の特例措置

・特定農業者による特定酒類の製造事業	20
・特産酒類の製造事業	21
・学校設置会社による学校設置事業	22
・給食の外部搬入方式の容認事業	23

◆ 規制の特例措置

・特殊海岸地域交通安全対策事業	25
・研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業	26
・研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業	27
・研究職員の勤務時間内監査役兼業事業	28
・条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業	29
・救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	30
・特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業	31
・特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業	32
・地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業	33
・特定農業者による特定酒類の製造事業	34
・特産酒類の製造事業	35
・清酒の製造場における製造体験事業	36
・校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業	37
・学校設置会社による学校設置事業	38
・学校設置非営利法人による学校設置事業	39
・公私協力学校設置事業	40
・市町村教育委員会による特別免許状授与事業	41
・インターネット等のみを用いて授業を行う大学における 校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	42

・地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	43
・職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業	44
・国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化	45
・社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	46
・民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	47
・病院等開設会社による病院等開設事業	48
・ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業	49
・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	50
・市町村による狂犬病予防員任命事業	51
・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	52
・臨床試験専用病床整備事業	53
・保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業	54
・保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業	55
・家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	56
・地方競馬における小規模場外設備設置事業	57
・特定法人による農地取得事業	58
・再生資源を利用したアルコール製造事業	59
・一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業	60
・保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業	61
・燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業	62
・小規模場外車券発売施設事業	63
・研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	64
・海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業	65
・特定施設における保安検査期間変更事業	66
・液化ガスの容器における充てん率変更事業	67
・オートレース小規模場外車券発売施設事業	68
・研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業	69
・重量物輸送効率化事業	70
・橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業	71
・地域特性に応じた道路標識設置事業	72
・45フィートコンテナの輸送円滑化事業	73
・公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	74
・民間事業者による公社管理道路運営事業	75
・地方公共団地による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業	76
・再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	77
・地中空間を利用して溶融一般廃棄物埋立処分事業	78
・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	79
・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	80

◆ 全国展開された代表的な規制の特例措置

・環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのため無人貸渡システム可能化事業	82
・N P O等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業	83
・交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業	84
・地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業	85
・搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業	86

◆ 参考資料

・関連リンク集	88
---------	----

特区制度の仕組み

各特区制度の概要

- 特区制度は、構造改革特区（平成14年関連法成立）、総合特区（平成23年関連法成立）、国家戦略特区（平成25年関連法成立）の順番に成立。
- 構造改革特区制度の目的は、地域の特性に応じた規制改革を通じた構造改革の加速と、地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することによる地域の活性化の促進。
- 総合特区制度の目的は、規制の特例措置に加え、税制、財政、金融上の支援措置により、特定の政策課題の解決に向けた取組を総合的に支援すること。
- 国家戦略特区制度の目的は、大胆な規制・制度改革を実行し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、国民経済の発展等に寄与すること。

	構造改革特区	総合特区	国家戦略特区
制度創設年度	平成14年度	平成23年度	平成25年度
目的	経済社会の構造改革と 地域の活性化	経済社会の活力の向上 及び維持発展	産業の国際競争力の強化、 国際的な経済活動の拠点形成
国による 区域の指定	なし (全国の自治体が 区域計画の申請可)	あり (内閣総理大臣が指定)	あり (国が政令で指定)
国の検討体制	構造改革特別区域 推進本部* (本部長：内閣総理大臣)	総合特別区域 推進本部** (本部長：内閣総理大臣)	国家戦略特区 諮問会議*** (議長：内閣総理大臣)
規制改革の実現手法	省庁間で調整	国と地方の協議会で 議論	民間有識者が参加した WG、諮問会議で調整
特区認定数（指定数） (令和7年3月末時点)	472	23	16

* : 本部長：内閣総理大臣／本部員：全ての国務大臣

** : 本部長：内閣総理大臣／本部員：全ての国務大臣

*** : 議長：内閣総理大臣／議員：民間有識者（議員の半数以上）、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（地方創生）、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（規制改革）、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼経済再生担当大臣

	構造改革特区	総合特区	国家戦略特区
根拠法	<p>構造改革特別区域法</p> <p>目的</p> <p>第一条 この法律は、<u>地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>総合特別区域法</p> <p>目的</p> <p>第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、<u>産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>国家戦略特別区域法</p> <p>目的</p> <p>第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、<u>国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること</u>を目的とする。</p>
基本方針	<p>構造改革特別区域基本方針 (閣議検定)</p> <p>(構造改革の推進等の意義)</p> <p>(略) <u>全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や地域の実情に精通したNPO、民間企業等の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。</u></p> <p>また、持続可能で活力ある地域の形成のため、<u>やる気のある地域が独自の取組や地方と都市とのヒト・モノ・カネの交流・連携を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるために努力を、政府を挙げて応援していく</u>ことが必要である。特区制度については(略)<u>地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要</u>であり、今後一層の充実を図ることが必要である。</p>	<p>総合特別区域基本方針 (閣議決定)</p> <p>(総合特区制度の目的・意義)</p> <p>総合特区制度は、<u>政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政策資源を集中させることにより、国際戦略総合特別区域については産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特別区域については地域の活性化を推進し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るものである。</u></p> <p>具体的には、地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置(略)により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、(略)<u>総合特区ごとに組織される国と地方の協議会で国と地域の協働プロジェクトとして推進するものである。</u></p>	<p>国家戦略特別区域基本方針 (閣議決定)</p> <p>(国家戦略特区制度の目的・意義)</p> <p>国家戦略特区は(略)<u>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること</u>を目的とする。</p> <p>(国家戦略特区制度の目標)</p> <p>国家戦略特区制度は、<u>大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげること</u>を目的としている。</p>

国家戦略特区の指定区域



規制改革の全国展開について

- 規制の特例の検討の結果、当初から全国レベルで措置されることとなったものも相当数ある他、特例措置として設けられたものについても、各特区制度の趣旨を踏まえ、関係府省と検討を行い全国展開を進めているところ。
- 引き続き全国展開を進める上では地域のニーズが重要

令和7年3月末現在

	構造改革特区	総合特区	国家戦略特区
特例措置後に全国展開されたもの	145件	5件	32件
現在の特例措置数	56件	20件	62件

構造改革特区制度『構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）』（抄）

特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。
(略)

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

総合特区制度『総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定）』（抄）

地方公共団体や民間実施主体からの提案を踏まえ、国と地方の協議会を通じて、講ずることとされた規制改革のうち、全国において規制改革を実施することとされたもの、及び第二の5に基づく規制の特例措置等の評価等を踏まえて本則化（全国展開）することとなったものについては、国と地方の協議会における協議を踏まえ、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について本部において適切に監視していくものとする。

これらの措置については、本方針において新たに作成する別表3として適宜追加することとし、関係府省は、これに基づき、法改正が必要な規制改革については、関連する法案をできる限り早期に国会へ提出するものとし、政令又は主務省令に係る規制改革については、それぞれ関係する政令又は主務省令の一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行するものとする。

国家戦略特区制度『国家戦略特区基本方針（平成26年2月25日閣議決定）』（抄）

規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、P D C A サイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築する。さらに、特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向かた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。



構造改革特区の 仕組み

構造改革特区制度について

構造改革特区制度は、地方公共団体の自主性を最大限尊重した構造改革特別区域を設定し、地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図ることを目的として平成14年に創設されました。

令和6年までの約23年間で、約200件の規制の特例措置を設けました。これらを活用するための構造改革特別区域計画（区域計画）の認定件数は約1,400件に達し、全国各地で規制の特例措置を活用した取組が行われています。さらに、特区での事業実施の結果を評価し、特段の問題が認められないため全国展開された規制の特例措置も相当数にのぼり、構造改革特区制度は地域活性化を推し進める重要な施策となっています。

構造改革特区制度の目標

構造改革特区制度は、次の2点を目標としています。

- ① 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- ② 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

特区制度のあゆみ

令和7年3月末時点

平成14年度

地域の特性に
応じた規制改革を実施

構造改革特区

特例措置は
全国どこでも活用可能

実現に向けて
省庁間で調整

特区認定数 472

特例措置

特産酒類の製造事業

地域特産の農産物を原料にした酒類の製造は、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない、もしくは引き下げる。



平成23年度

先駆的取組に
国と地域の政策資源を集中

総合特区

規制の特例措置
+財政支援

実現に向けて
国と地方の協議会で議論

特区認定数 23

2つのパターン

平成25年
以降指定
は見合わせ

① 国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成

② 地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上

平成25年度

岩盤規制改革により
社会課題の解決を目指す

国家戦略特区

特例措置の活用は
特区エリアに限定

民間有識者が参加するWG、
諮問会議で調整

特区認定数 16

特例措置

小規模認可保育における 対象年齢の拡大

待機児童の多い特区内の小規模認可保育所の対象年齢を、
0～2歳から
3～5歳のみに
拡大することができる。



構造改革特区制度の流れ

構造改革特区制度は、

① 規制の特例措置の提案 ② 特区計画の認定 ③ 規制の特例措置の評価

により構成されています。

① 規制の特例措置の提案（詳細：p. 9）

民間事業者や地方公共団体を始めとして 幅広く受け付け。応募いただいた提案内容について、規制の特例措置の創設に向け、規制所管省庁と折衝を行う。

【国家戦略特区・構造改革特区で一体的に募集】



② 特区計画の認定（詳細：p.11）

規制の特例措置を活用した事業を行う場合には、地方公共団体がその事業に関する構造改革特別区域計画を作成・申請する。

関係省庁の同意のもと、内閣総理大臣が認定する。



③ 規制の特例措置の評価（詳細：p.12）

規制の特例措置については、規制改革に伴う弊害が生じていないかなどの観点から、その実施状況について有識者からなる構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価。

特段の問題がないものは、原則として全国レベルの規制改革に拡大。

① 規制の特例措置の提案について

- 規制改革事項の提案は、「国家戦略特別区域法」第5条第7項及び「国家戦略特別区域基本方針」第7に基づき、地方創生推進事務局HPにおいて、国家戦略特区制度・構造改革特区制度で一体的に募集。
- 広く民間団体や地方公共団体を対象に、随時募集を行っている。

国家戦略特別区域等における規制改革事項に係る提案募集要項 抜粋

産業競争力の強化と国際ビジネス拠点の整備を目的とした国家戦略特区制度について、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下、特区法）第5条第7項及び国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定。）第7に基づき、随時提案を募集しています。

御応募いただいた提案内容については、規制の特例措置の創設に向け、規制所管省庁と折衝を行います。また、国家戦略特別区域として指定された区域に限定（※1）して規制改革を求める提案のみではなく、当初から全国での規制改革を求める提案についても募集しています。併せて、特区法第38条第1項の規定に基づき、国家戦略特区と構造改革特区との一体的な運用を図る観点から、構造改革特区の提案も募集しています。

※1：国家戦略特区制度において創設された規制の特例措置は国家戦略特別区域に指定された区域のみで実施することができるものであることに御留意願います。

規制改革提案受付からの流れ

提案者（自治体・事業者等）からの提案

国家戦略特区：国家戦略特別区域法第5条第7項・第38条第1項

構造改革特区：構造改革特別区域法第3条第3項

構造改革特区

関係省庁との調整

国家戦略特区

特区WG

（民間有識者主導）等による調査・検討

提案者・関係省庁の双方からヒアリングを行い、特例措置の実現に向けた論点・対応を整理

構造改革特区

構造改革特区推進本部

（本部長：内閣総理大臣）

提案に関する対応方針を決定

国家戦略特区

国家戦略特区諮問会議

（議長：内閣総理大臣）

規制の特例措置に関する対応方法（特区法・関係法令の改正等）検討

毎年6月及び12月に当面の規制改革事項を取りまとめ

特例措置の創設（特区法等の改正）

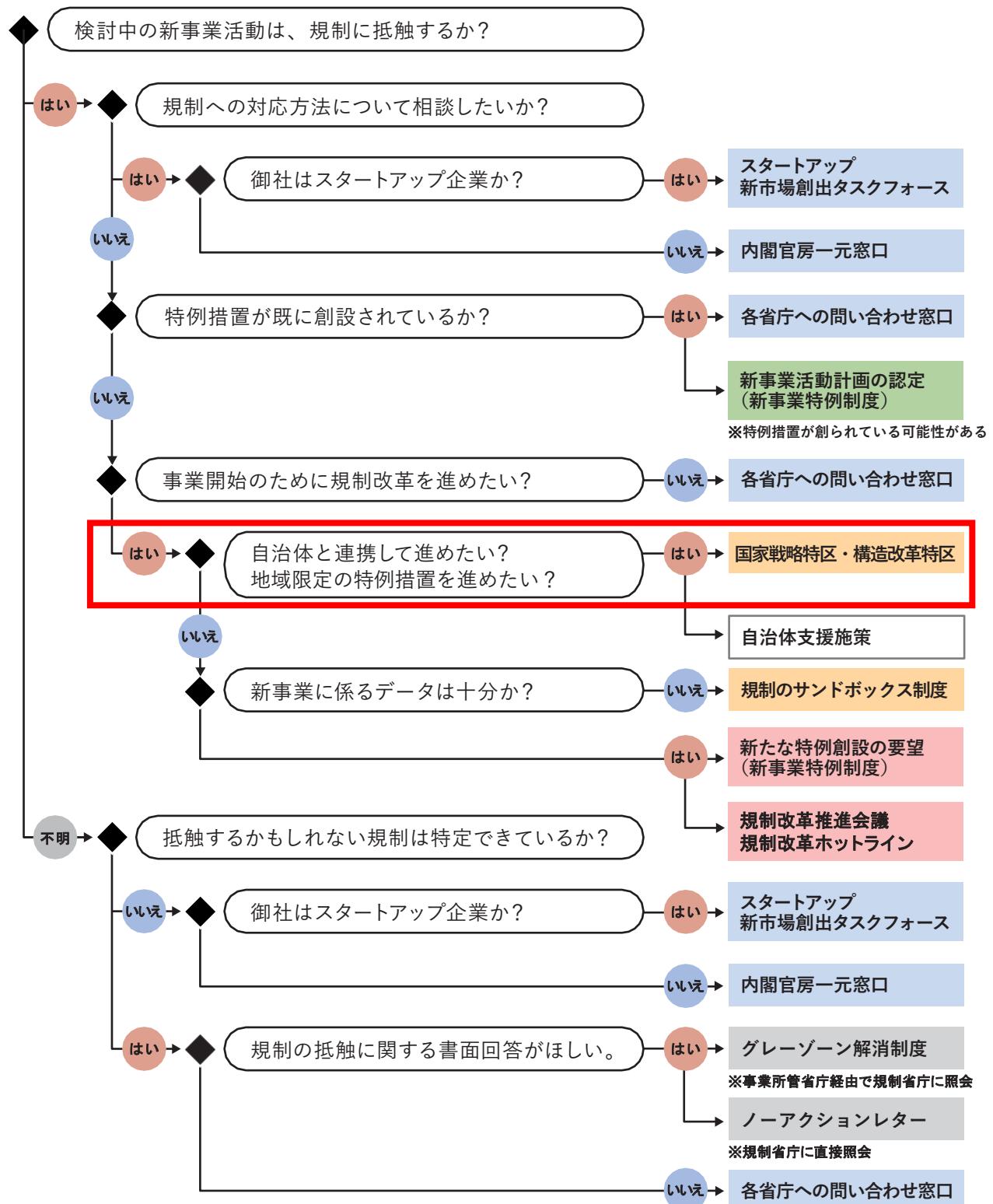
特例措置の利用拡大・評価

規制改革の全国展開

※：総合特区では、地方公共団体から提案を受け、「国と地方の協議会」において協議し、総合特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）による総合特別区域基本方針の作成・変更により特例措置を創設

(参考) 規制対応・規制改革参画ツールの利用フロー

多様な規制対応・規制改革参画ツールの活用の検討にあたっての参考フローです。



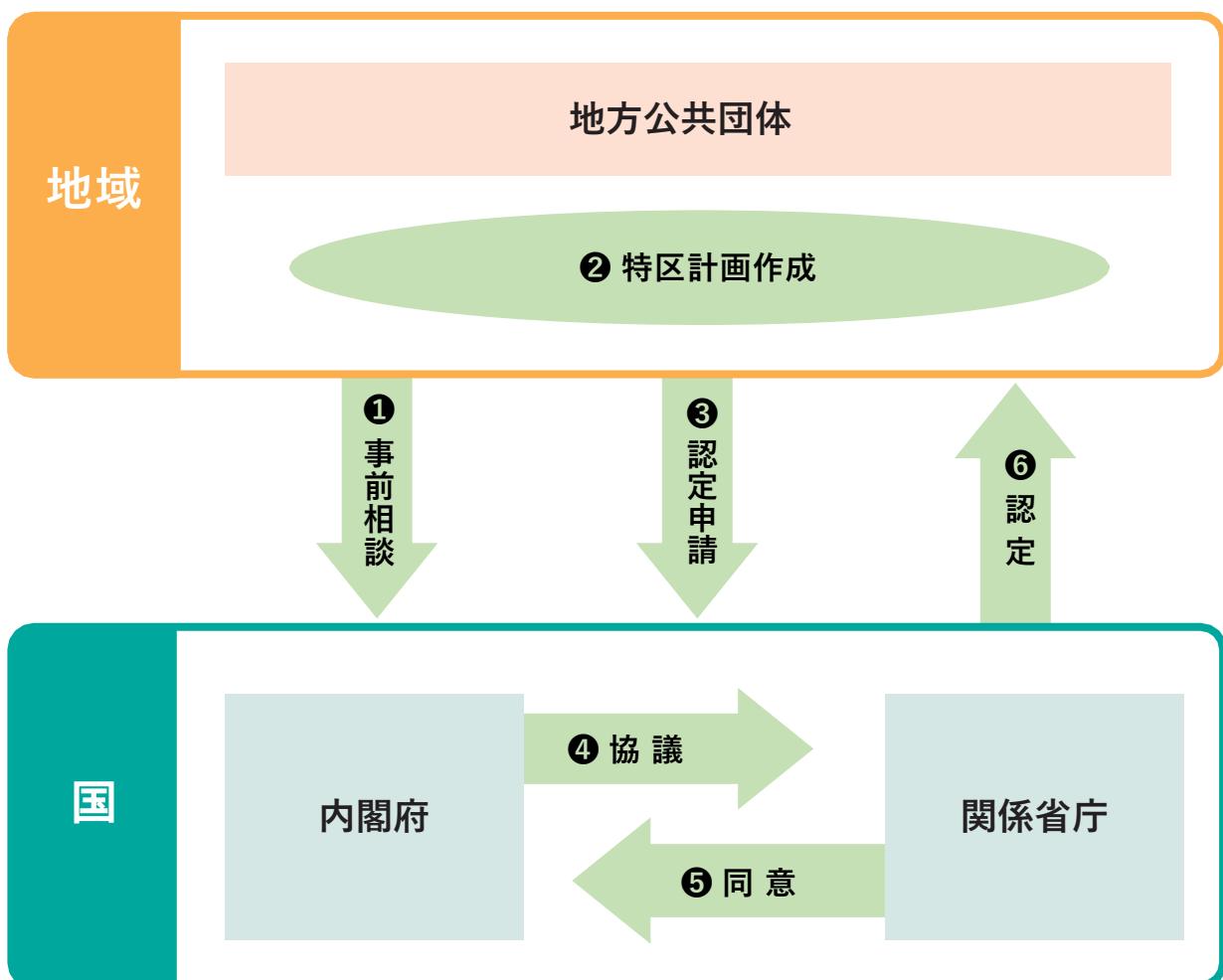
※経済産業省発行資料から引用（一部編集）

「スタートアップの成長に向けた規制対応・規制改革参画ツールの活用に関するガイドライン－みんなの規制対応・規制改革－」<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230426001/20230426001.html>

※各問い合わせ先については、当該ガイドラインをご参照ください。

② 特区計画の認定について

地方公共団体は、構造改革特別区域基本方針のメニュー表に掲載されている規制の特例措置を活用した事業に関する特区計画を作成・申請し、内閣総理大臣の認定を受けます。

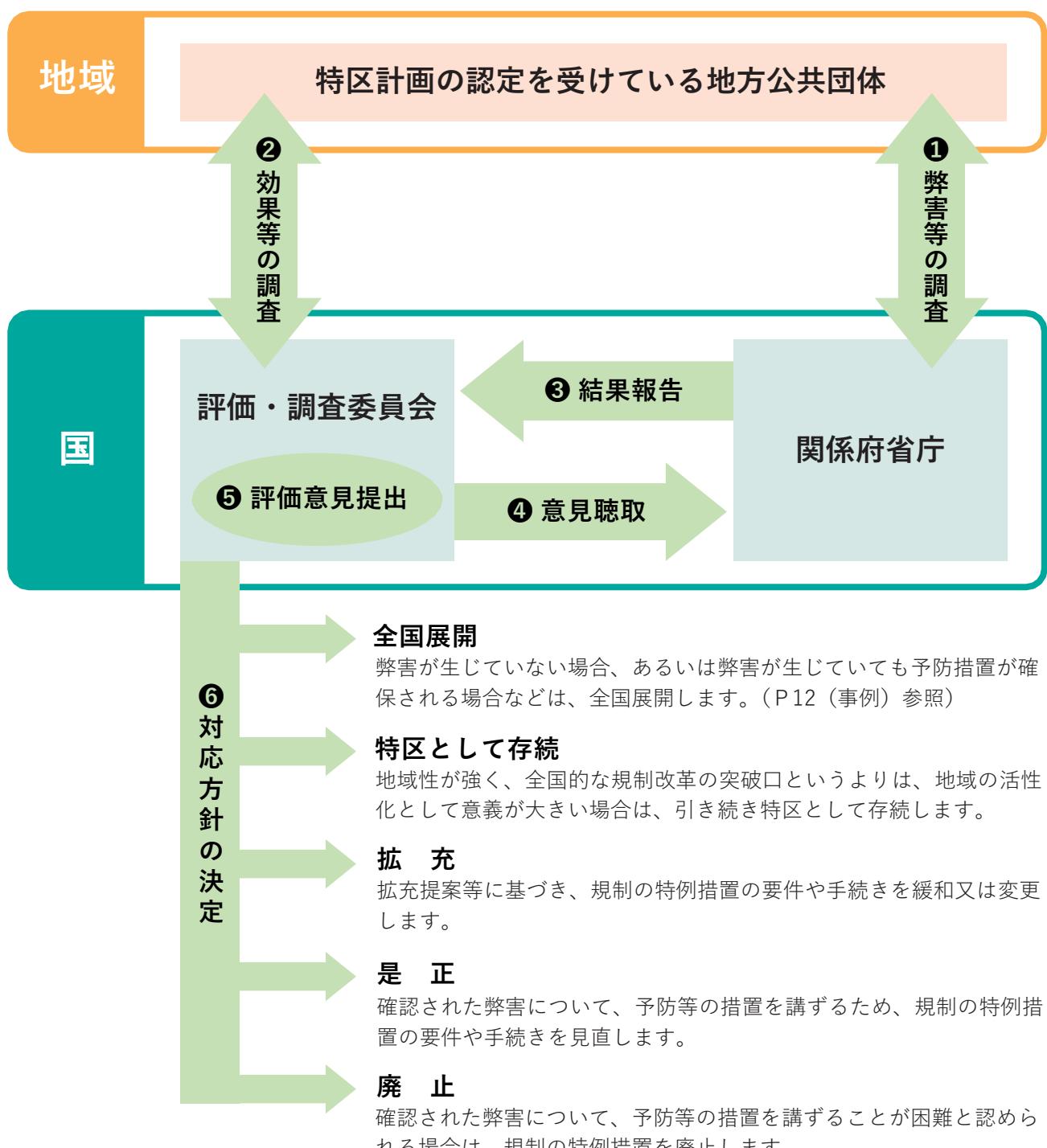


①	隨時、構造改革特区制度に関する相談を受け付けております。
②	構造改革特別区域基本方針のメニュー表に掲載されている規制の特例措置を活用した事業に関する特区計画を作成します。
③	内閣府に対し、特区計画の認定申請を行います。 (認定申請の受付は、原則として毎年度5月、9月及び1月を目途に実施)
④・⑤	認定申請された特区計画は、必要事項の記載や認定基準の適合状況について確認します。
⑥	内閣総理大臣の認定により、特定事業の実施が可能となります。

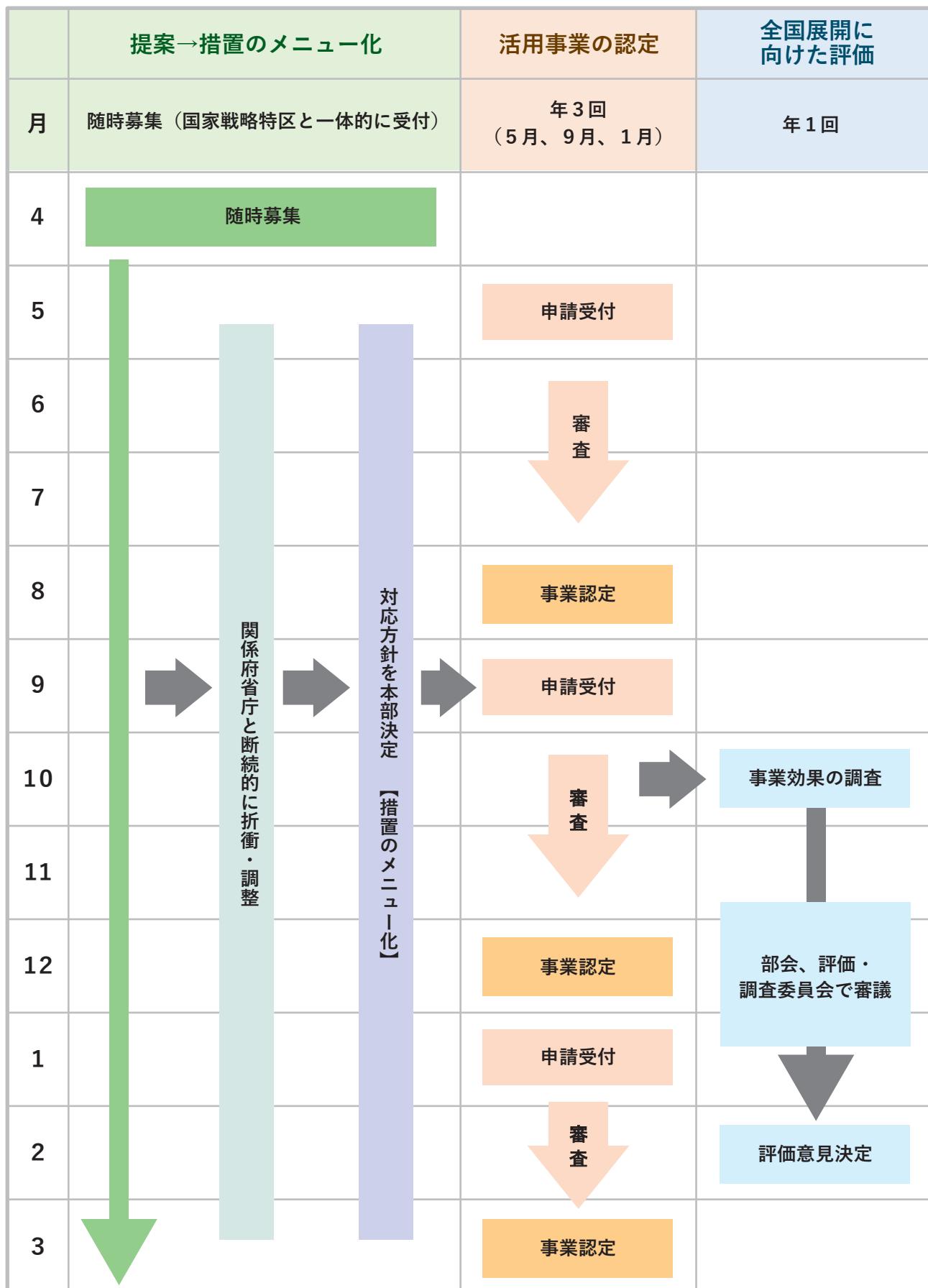
③ 規制の特例措置の評価について

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、規制の特例措置の実施状況に基づき評価を行い、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、原則として全国展開します。

その他、地域性が強い規制の特例措置については特区において当分の間存続させるなどの対応を決定します。



構造改革特区の年間スケジュール



構造改革特区で実現した主な規制の特例

令和7年3月末時点

地域限定旅行業における 旅行業取扱管理者の要件緩和事業 (平成25年度実現)

地域限定旅行業者が選任する旅行業取扱管理者に他業種との兼任を認める特例
【令和3年12月全国展開】



心のふるさとおおくら観光・交流特区
(大蔵村)

特産酒類の製造事業

(平成20年度実現—認定133件)

地域の特産物である農産物等を原料とした酒類を製造しようとする場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない又は引き下げる特例



黒石りんごワイン産業活性化振興特区
(黒石市)

公立保育所における 給食の外部搬入方式の容認事業 (平成16年度実現—認定72件)

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例

【3歳以上は平成22年6月全国展開】



地産地消で豊かな給食特区（清里町）

市町村教育委員会による特別免許状 授与事業

(平成16年度実現—認定3件)

市町村教育委員会に対し、当該市町村内でのみ効力を有する特別免許状の授与を認める特例



さいたま市立学校特例特別免許状
授与特区（さいたま市）

環境にやさしいレンタカー型 カーシェアリングのための無人 貸渡システム可能化事業 (平成16年度実現)

レンタカー型カーシェアリング（自家用自動車共同利用）について、無人の貸渡しシステムを使用できる特例

【平成18年3月全国展開】



環境にやさしいカーシェアリング
広島特区（広島県）

特定農業者による 特定酒類の製造事業 【どぶろく特区】

(平成15年度実現—認定205件)

農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米又は果実等を原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例



日本のふるさと再生特区（遠野市）

職業能力開発短期大学校の 修了者の大学編入学事業 (令和4年度実現—認定5件)

職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、特区内の特定の大学が認めた者が、当該大学へ編入学することができる特例



熊本県高度人材育成・確保特区
(熊本県)

清酒の製造場における 製造体験事業

(令和元年度実現—認定4件)

清酒の製造免許を受けている者が、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合、当該体験製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす特例



佐渡・学びの日本酒特区（佐渡市）

構造改革特別区域 研究開発学校設置事業 (平成15年度実現)

小学校の英語教育や小中一貫の教育課程の編成など学習指導要領等の基準によらない教育課程の弾力化を認める特例

【平成20年4月全国展開】



太田外国語教育特区（太田市）

構造改革特区 活用できる特定事業一覧

(令和7年3月末現在)

関係省庁名	特定事業（特定事業番号）		
警察庁	1. 特殊海岸地域交通安全対策事業（101） 道路交通法による交通規制が行われていない砂浜等でも、地方公共団体と警察とが連携して、一般道路のように自動車走行ができるような交通規制を可能とする。		
人事院	2. 研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業（201） 国家公務員である研究職員が技術移転事業者（産学連携の一環として技術を移転する場合の技術移転先の事業者）の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。 (一部全国展開：国立大学教員については、平成16年4月から全国展開)		
総務省	3. 研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業（202） 国家公務員である研究職員が研究成果活用企業（産学連携の一環として研究成果を活用する企業）の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。 (一部全国展開：国立大学教員については、平成16年4月から全国展開)		
法務省	4. 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業（203） 国家公務員である研究職員が株式会社等の監査役の職務に勤務時間内に従事することを可能とする。 (一部全国展開：国立大学教員については、平成16年4月から全国展開)		
財務省	5. 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業（412） 条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。	6. 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（413） ①119番通報時における緊急度・重症度の識別（トリアージ）が適切にでき、②医師による指示・助言を行う運用体制が常時確立していること等を前提として、緊急度・重症度が著しく低い等の条件を満たす場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成を可能とする。	
文部科学省	7. 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504） 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）」などにおいて、外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理することを可能とする。	8. 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（505） 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）」などにおいて、我が国への貢献がある外国人について、永住許可要件となっている在留実績を3年に短縮する。	9. 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512） 地方公共団体が事業所の指定又は転貸をする場合、外国企業の職員が「企業内転勤」の在留資格を受けることを可能とする。
	10. 特定農業者による特定酒類の製造事業（707（708）） 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒（いわゆる「どぶろく」）又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6キロリットル）を適用しない。 (濁酒製造における副原料について、新たにそば・アマランサスなどを含む雑穀全般の使用が可能に：平成21年7月)	11. 特産酒類の製造事業（709（710、711）） 地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を 製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあっては適用除外、果実酒にあっては2キロリットル、リキュールにあっては1キロリットルとする。	12. 清酒の製造場における製造体験事業（712） 清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす。
	13. 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（811） 大学の設置等に当たって、校地面積基準（収容定員上の学生一人あたり10m ² ）の引き下げを可能とする。	14. 学校設置会社による学校設置事業（816） 株式会社が学校を設置することを可能とする。	

関係省庁名	特定事業（特定事業番号）
文部科学省	15. 学校設置非営利法人による学校設置事業（817） 不登校児童生徒やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人が学校を設置することを可能とする。
	16. 公私協力学校設置事業（822） 地方公共団体が民間と協力して高等学校又は幼稚園を設立する場合、所轄庁による資産要件の審査を不要とする。
	17. 市町村教育委員会による特別免許状授与事業（830） 市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。
	18. インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832） インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等の校舎等施設基準によらないことを可能とする。 (一部全国展開：大学（学部）については、平成26年4月から全国展開)
	19. 地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（834） 教育委員会が行うこととされている学校施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。
	20. 職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（836） 職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、特区内の特定の大学が当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、当該大学へ編入学することができる。
	21. 国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化（837） 革新的な研究開発成果の社会実装に係る施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付けを行う場合は、文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる。
	22. 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業（901） 相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができる。
厚生労働省	23. 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業（907-1） 特別養護老人ホームの整備が不足している地域において、PF法に基づいて選定された事業者（法人）が特別養護老人ホームを経営することを可能とする。
	24. 病院等開設会社による病院等開設事業（910） 株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。
	25. ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業（911-2） ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転が認められていないコンビナート内の小規模事業場について、他の事業場と共同で安全性が確保された場合には、小規模事業場の連続運転を可能とする。
	26. 市町村による狂犬病予防員任命事業（927） 知事が任命した狂犬病予防員が野犬の抑留事務等を行う現行制度に加え、市町村も野犬の抑留事務を行うことができる。
	27. 臨床試験専用病床整備事業（941） 治験・その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。
	28. 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業（1003） 学校施設の整備に際してやむを得ず保安林を解除する場合には一定の森林を残す必要があるが、その割合を3割以上で足りるものとする。
	29. 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業（1004） 地域活性化を図るために事業に際して隣接する保安林の解除を要する場合、「他に適地を求めることができない」等の解除要件を適用しない。
農林水産省	30. 家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業（1008） 青少年に無償で配布する昆虫（カブトムシ）を飼育するために家畜排せつ物の野積みを可能とする。
	31. 地方競馬における小規模場外設備設置事業（1010） 小規模な場外馬券発売所の設置基準の適合に係る審査について、都道府県知事が確認することにより審査を簡素化する。
	32. 特定法人による農地取得事業（1014） 農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする。

関係省庁名	特定事業（特定事業番号）
	3 3 . 再生資源を利用したアルコール製造事業（1101） 地域の産業活動における使用済物品や廃材などを原料としてアルコールを製造する事業を行う場合に、特例措置として、アルコール事業法による流通管理を行わないことを可能とする。
	3 4 . 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業（1105） 小規模ガスタービン発電設備を導入する場合に、安全性が確保される場合、当該発電設備を規制の少ない一般用電気工作物として扱うことを可能とする。
	3 5 . 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業（1108） 水素ガススタンドやDMEガススタンドを設置する際に、現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とする。
	3 6 . 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業（1109） 燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を行う際に、取り外すことなく検査することを可能とする。
	3 7 . 小規模場外車券発売施設事業（1121） 小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。
経 済 産 業 省	3 8 . 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（1123） 研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。
	3 9 . 海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業（1124） 海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく定期自主検査の実施時期の延長を可能とする。
	4 0 . 特定施設における保安検査期間変更事業（1125（1114）） 現行の規定によって担保されるレベルと同等の安全性が確保される場合、原則年1回とされている高圧ガス製造事業に係る特定施設の保安検査の周期を延長できる。 (一部全国展開：空気分離設備については、平成17年3月から全国展開)
	4 1 . 液化ガスの容器における充てん率変更事業（1129-1（1112）） 高圧ガス容器について安全性が確保される場合、高圧ガスの容器の充てん率を変更することを可能とする。
	4 2 . オートレース小規模場外車券発売施設事業（1130） 小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。
	4 3 . 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業（1142） 研究開発のための温泉の熱を利用した発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。
	4 4 . 重量物輸送効率化事業（1205（1214、1221）） 重量物輸送車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。（一部全国展開：車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月から、長さの特例措置については、平成25年11月から。）
	4 5 . 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業（1210） 開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、通行できる橋が少ない等により利便性が劣っている場合、公的主体以外の者による橋の設置を目的とする河川敷地の占用を認める。
	4 6 . 地域特性に応じた道路標識設置事業（1218） 案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することを可能とする。
	4 7 . 45フィートコンテナの輸送円滑化事業（1224） 45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）を適用することを可能とする。
	4 8 . 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業（1227） 埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認める。
	4 9 . 民間事業者による公社管理道路運営事業（1228） 地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
	5 0 . 地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業（1231） 一定の条件を満たす市街化調整区域について、地方公共団体による土地区画整理事業の施行を可能とする。

関係省庁名	特定事業（特定事業番号）
環境省	5 1. 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業（1304（1305）） 特定の廃棄物について、再生利用認定制度（環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み）の特例の対象とすることを可能とする。 (一部全国展開：廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、平成18年3月から全国展開)
	5 2. 地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業（1306） 溶融スラグについて、生活環境の保全に反するものではないことが確認できた場合、埋立処分を可能とする。
	5 3. ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（1310） ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。
	5 4. 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920） 公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。 (一部全国展開：3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)
	5 5. 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（939） 児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
	5 6. 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（2001） 公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。



代表的な 構造改革特区の 特例措置

01 CASE

特例措置番号：707（708）

特定農業者による特定酒類の製造事業

◆ 地域の課題

問題

- 農作物の高付加価値化、担い手の所得向上
- 都市と農村の交流を促進するグリーンツーリズムによる地域活性化

課題

- 農家民宿・農家レストランに取り組み、所得の多角化を目指す農業者を後押ししたい
- 都市住民に関心を持ってもらうため、どぶろく等のご当地グルメを作りたい
- 観光客の増加や、滞在時間の長時間化により地域を活性化させたい

特例措置

どぶろくや自家製ワインを農家民宿・レストランで提供するため、製造数量が少量でも製造免許を取得したい

◆ 規制の特例措置の内容

施行時期	平成15年10月
特例措置を講ずべき法令等	酒税法第7条第2項
規制の特例措置の概要	農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）又は果実酒を製造するため、その他の醸造酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6キロリットル）を適用しない。
認定計画数	206件（令和7年3月末現在）

◆ 主な成果

年間酒類製造量

993,359 ℥／年

設備投資額

509万円／者

事業開始前年度からの飲食・宿泊業等の売上高増加率

平均 99.6 %

※令和元年度値 回答118者合計

※事業開始後の累計 回答102者平均

※令和元年度値 回答44者平均



02 CASE

特例措置番号：709（710、711）

特産酒類の製造事業

◆ 地域の課題

問題

- 農業の担い手の減少、耕作放棄地・遊休農地の増加
- 農作物の高付加価値化、担い手の所得向上

課題

- 地域の特産品を生かし、高付加価値な地域ブランド商品を作りたい
- 特産品の需要が増えれば、生産者の収益の向上が見込める
- 農業の収益性が高まれば、担い手の確保・新規就農の増加が期待できる

特例措置

特産物を利用した特産品となる酒類を製造・販売するため、製造数量が少量でも製造免許を取得したい

◆ 規制の特例措置の内容

施行時期	平成20年5月
特例措置を講ずべき法令等	酒税法第7条第2項
規制の特例措置の概要	地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュールを製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあっては適用除外、果実酒にあっては2キロリットル、リキュールにあっては1キロリットルとする。
認定計画数	133件（令和7年3月末現在）

◆ 主な成果

地域ブランド創出数

420 件

設備投資額

1,903 万円／者

事業開始前年度からの酒類の売上高増加率

平均 256.0 %

※令和元年度値 回答54者合計

※事業開始後の累計 回答50者平均

※令和元年度値 回答31者平均



03 CASE

特例措置番号：816

学校設置会社による学校設置事業

◆ 地域の課題

問題

- 人口減少、少子化の進展による地域の活力低下
- 空き校舎等、公有財産の有効活用
- 多様な学びの場の提供

課題

- 少子化に伴い統廃合した学校を有効活用したい
- 新たな学校により、地域人材の育成、課外活動での地域貢献、交流人口の確保を図りたい
- 英語教育・ICT教育や、不登校児童生徒等への学びの場の提供に知見のある主体に取り組んでほしい

特例措置

株式会社も学校を設置できるようにしてほしい

◆ 規制の特例措置の内容

施行時期	平成15年7月
特例措置を講ずべき法令等	学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号 等
規制の特例措置の概要	一定の要件(※)を満たせば、株式会社が学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）を設置することができる。 ※・地域の特性を活かした教育、地域産業を担う人材育成のための教育等の実施 ・施設・設備・資金等が一定の基準を満たす ・地方公共団体による毎年度評価 等 なお、今後、学校に対する恒常的な指導監督体制の確保、既存の学校設置会社が関わる申請における既存校の適切な運営等について、要件が強化される見込み。
認定計画数	21件（令和7年3月末現在）

◆ 主な成果

在籍児童生徒・学生数	卒業児童生徒・学生数	雇用創出効果	設備投資額
27,100人	75,968人	直接雇用 668人 波及効果含む 1,040人	82億円

※令和3年度値、回答20校合計

※設立～令和3年度累計 回答19校合計

※令和3年度値、18校合計 波及効果は産業連関分析による推計値

※回答18校合計



04 CASE

特例措置番号：920、939、2001

給食の外部搬入方式の容認事業

◆ 地域の課題

問題

- 保育所等の運営の合理化
- 職員の負担軽減
- 地域の食材を活かす等、食育の充実

課題

- 学校給食センターから給食を提供する範囲を広げ、センターや保育園等の運営を効率化させたい
- 調理・配膳業務の負担を軽減したい
- 保育所等(3歳未満児)、児童発達支援センターの給食は施設内で調理する必要があるが、どうにかならないか

特例措置

保育所等において給食の施設外からの搬入を認めたい

◆ 規制の特例措置の内容

施行時期	平成16年2月(公立保育所) 平成24年1月(児童発達支援センター) 平成27年9月(公立幼保連携型認定こども園)
特例措置を講ずべき法令等	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項 ・幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項 等
規制の特例措置の概要	公立保育所、児童発達支援センター、公立幼保連携型認定こども園において、施設外で調理し搬入することを可能とする。
認定計画数	117件（令和7年3月末現在）

◆ 主な成果

外部搬入給食を利用した児童数

20,949人

※令和元年度値、回答199施設合計

自園調理に係る工数効率化

2,276時間／年

※回答108施設のデータを基にした推計値



規制の特例措置

特例措置番号 101

特殊海岸地域交通安全対策事業

これまで

都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置して交通の規制をすることができる。

関係法令：道路交通法第4条

取り巻く環境の変化

海岸の整備や車両の耐久性・車両整備技術等の向上により、砂浜等を走る環境が整ってきている。

構造改革特区の活用

砂浜等であっても道路交通法に従い、地方公共団体が都道府県警察と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づいて交通規制を実施できる。

主な要件

- ① 路面がオフロード用の特別な仕様や装備を有しない自動車では円滑に通行することのできない状態ではないこと。
- ② 的確な交通整理が困難であるほどに縦横に広い形状であるなど、道路交通法の規定に基づく道路標識等による交通規制の実効性確保のために必要な地理的条件を具備していない場所ではないこと。
- ③ 砂浜を散策する者の保護、車両相互の衝突事故の防止、危険箇所への進入防止等を図るために、適宜適切に道路交通法の規定に基づく交通規制を行うこと。
- ④ ③の交通規制は、あらかじめ管理者と協議して定めた交通安全対策に関する実施計画に基づき行うこと。
- ⑤ ④の計画中には、警察による交通規制以外の交通安全対策に関する事項も定めるものとし、当該計画に基づき行われる管理者による交通安全対策について、必要な助言、情報提供等の協力を積極的に行うこと。
- ⑥ ④の計画の策定に当たっては、管理者のほか、地域住民、海岸利用者その他の関係当事者から幅広く意見を聴取すること。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 201

研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業

これまで

国家公務員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

関係法令：国家公務員法第101条 人事院規則14-17

取り巻く環境の変化

より迅速な事業化・産業化を図るため、研究機関等が有する研究成果や知的財産を産学連携によって活用することが求められている。

構造改革特区の活用

国家公務員である研究職員が、技術移転事業者（産学連携の一環として技術を移転する場合の技術移転先の事業者）の役員の業務に勤務時間内に従事することができる。

主な要件

- ① 地方公共団体が、特区内の特定試験研究機関等（例：国立医薬品食品衛生研究所、国土技術政策総合研究所）の研究職員が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要であると認める場合。
- ② 勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められること。
- ③ 研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこと。
- ④ 給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとすること。

認定
計画数

4 件（累計）

— 件（令和7年3月末現在）

※ 国立大学教員については、平成16年4月から全国展開済。



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 202

研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業

これまで

国家公務員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

関係法令：国家公務員法第101条 人事院規則14-18

取り巻く環境の変化

より迅速な事業化・産業化を図るため、研究機関等が有する研究成果や知的財産を産学連携によって活用することが求められている。

構造改革特区の活用

国家公務員である研究職員が研究成果活用企業（産学連携の一環として研究成果を活用する企業）の役員の業務に勤務時間内に従事することができる。

主な要件

- ① 地方公共団体が、特区内の試験研究機関等の研究職員が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要であると認める場合。
- ② 勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められること。
- ③ 研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこと。
- ④ 紹介の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとすること。

認定
計画数

18

件（累計）

1

件（令和7年3月末現在）

※ 国立大学教員については、平成16年4月から全国展開済。

活用自治体：茨城県



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 203

研究職員の勤務時間内監査役兼業事業

これまで

国家公務員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

関係法令：国家公務員法第101条 人事院規則14-19

取り巻く環境の変化

より迅速な事業化・産業化を図るため、研究機関等が有する研究成果や知的財産を産学連携によって活用することが求められている。

構造改革特区の活用

国家公務員である研究職員が、株式会社等の監査役の職務に勤務時間内に従事することができる。

主な要件

- ① 地方公共団体が、特区内の試験研究機関等の研究職員が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要であると認める場合。
- ② 勤務時間内兼業によらなければ監査役の職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められること。
- ③ 研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこと。
- ④ 紹介の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとすること。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

※ 国立大学教員については、平成16年4月から全国展開済。

特例措置番号 412

条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業

これまで

条例による事務処理の特例により都道府県知事の権限を市町村長へ移譲した後も、当該事務権限を定める個別法令上、国と都道府県が協議等を行うこととされている場合、市町村はこれらの協議等を都道府県を経由して行うこととされている。

関係法令：地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の3 第3項

取り巻く環境の変化

都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村が処理することとした場合において、当該市町村が処理する事務に係る経由事務を行わないことが、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切。

構造改革特区の活用

都道府県において、経由を含めた一切の事務を行う必要がなくなることにより
事務の大きな合理化効果が期待される。

主な要件

- ① 都道府県知事の権限に属する特定の事務のすべてを市町村が処理することとなること。
- ② 国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 特例事務を処理する全ての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定すること。
- ④ 認定（予定）日において、廃止しようとする経由事務に係る本体事務について、事務処理特例条例が施行されることが確実であること。

認定
計画数

1

件（累計）

— 件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

熊本県及び熊本市

熊本県条例による事務処理の特例に係る軌道法関係事務の合理化事業特区（平成27年1月22日認定）

現在、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可等に関する事務について熊本市に権限移譲されているが、当該認可に伴う九州運輸局への協議等については、地方自治法252条の17の3第3項の規定により、熊本県を経由し、協議等を行っている状況にある。

本特例措置を活用することで、九州運輸局への協議等については、熊本県を経由することなく、直接熊本市が実施することが可能となり、認可に向けての事務の効率化及び迅速化を図る。



特例措置番号 413

救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による 救急隊編成弾力化事業

これまで

救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならない。

特例として、救急業務の実施に支障がない場合は、救急自動車1台及び救急隊員2人によることができるが、その条件は、傷病者を医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、かつ、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合に限られる。

関係法令：消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第44条第1項
消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第50条

取り巻く環境の変化

救急隊の出動件数が増加傾向にある中、軽症事案を取り扱い中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れるなどの事例が発生。

構造改革特区の活用

緊急性・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができる。（限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。）

主な要件

- ① 緊急通報受信時における傷病者の緊急性・重症度の適切な識別。
- ② 救急自動車1台及び救急隊員2人により出動し、救急現場において不測の事態が生じた場合に、予め定めた基準及び要領に基づく3人以上の救急隊員による速やかな措置。
- ③ 通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による通信指令員及び救急隊員に対する指導又は助言。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

横浜市

活用自治体：横浜市

横浜救急改革特区 （平成20年3月認定）

横浜市では救急件数が増加傾向にあり、多発する救急要請の重複で救急隊が不在となる「空白地域」が発生していた。

特例措置を活用し、救急事案の多発・重複等で対応できる救急隊が不在となる状況を解消し、現場到着の時間※を3.2分短縮した。
※空白地域をカバーする隊が先着した事案（空白地域をカバーする隊が待機中で別の署所救急隊との連携事案）



特例措置番号 504

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請 優先処理事業

これまで

構造改革特別区域における、特定事業又はその関連事業遂行に必要な業務に従事する外国人又はその家族の入国・在留諸申請については、他の案件と同様に優先的な取り扱いを行わずに処理されている。

関係法令：なし

取り巻く環境の変化

地域における高度人材の活用を通じた地域の活性化が求められている。

構造改革特区の活用

特区における特定事業等の遂行に必要な業務に従事する外国人等の入国・在留諸申請が迅速かつ優先的に処理される。

主な要件

- ① 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。
- ② 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。
- ③ 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。

認定
計画数

40 件（累計）

7 件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

福岡県・飯塚市

飯塚アジアIT特区 (平成15年4月認定)

飯塚地域は、九州工業大学情報工学部を中心とする卒業生などによる企業活動が活発に行われている。

大学、企業が研究活動に必要な外国人を受け入れる際、入国・在留諸申請の優先的な処理が行われることによって、外国人研究者や外国人情報処理技術者を活用し、併せて外国企業の進出、产学研連携の推進等の特例措置を活用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連の国内外企業の集積（クラスター）を加速する。



外国人留学生が起業したIT系
ベンチャー企業の業務風景

特例措置番号 505

特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

これまで

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、永住許可の要件について、求められる在留実績が10年以上から5年以上に短縮されている。

関係法令：入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第27節

取り巻く環境の変化

永住許可要件を緩和することにより、特定事業における我が国への貢献がある外国人の長期在留を促進し、地域の活性化を図ることが求められている。

構造改革特区の活用

我が国への貢献があると認められる外国人の永住許可要件について、在留実績が3年以上に短縮される。

主な要件

- ① 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。
- ② 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。
- ③ 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。

認定
計画数

8 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：茨城県



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

茨城県

つくば・東海・日立知的特区 （平成15年4月認定）

世界的な研究機関の集積地である「つくば」、総合的な原子科学の拠点化を目指す「東海」、及び研究成果の産業化に欠くことのできない、ものづくりの一大集積地である「日立」の三者の産学官連携並びに地域連携によって、県内の科学技術の集積を多様な新産業の創出に結びつける。

特区内に立地する官民研究機関における外国人研究者等に対する永住許可の弾力化により、国際レベルの知を呼び込み、研究開発の活性化と新事業・新産業の創出を図る。

特例措置番号 512

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

これまで

「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっている。

関係法令：入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第16節

取り巻く環境の変化

外国からの投資拡大による地域経済の活性化が求められている。

構造改革特区の活用

支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し在留資格が付与される。

主な要件

- ① 貸借が可能である施設が存在していること。
- ② 地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。
- ③ 入国後、当該貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方出入国在留管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設をあっせんする等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。
- ④ 入国後、3ヶ月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方出入国在留管理局に報告を行うこと。

認定
計画数

6 件（累計）

6 件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

新潟市

新潟市国際創業特区

（平成18年3月認定）

新潟市は日本海側に位置し対岸諸国と近い距離的特徴を持つと共に、新潟空港や新潟港といった諸外国と繋がる交通基盤も有している。この特異性を活かすために特例措置を活用し外国企業の進出を促進している。特区を皮切りに旅行業や貿易業を中心とした企業からの問い合わせが増加し、これまでに特区の活用・非活用を合わせて6社が進出している。



特例措置番号 707 (708)

特定農業者による特定酒類の製造事業

これまで

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合には免許を受けることができない（最低製造数量基準）。

関係法令：酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項

取り巻く環境の変化

都市住民と農家の間での交流を促進するグリーンツーリズムを推進を図るため、濁酒（いわゆる「どぶろく」）や果実酒を提供したいという要請が増大している。

構造改革特区の活用

農家民宿等を経営する農業者が、

- ①自ら生産した米を原料として、濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造する場合
 - ②自ら生産した果実を原料として、果実酒を製造する場合
- には、最低製造数量基準（6kL）は適用されない。

主な要件

- ① 地方公共団体が、構造改革特別区域内において農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が特定酒類を製造することにより、当該特区内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けること。
- ② 特区認定後に、製造場の所在地を所轄する税務署長の免許を受けること。
- ③ 農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した米又は果実を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）又は果実酒を製造すること。

認定
計画数

212 件（累計）

206 件（令和7年3月末現在）

実際の取組事例

遠野市

日本のふるさと再生特区（平成15年11月認定）

遠野市では、「遠野物語の里」を形成するゆかしい歴史・文化や自然環境等を大切にしながら、「日本のふるさと」としてまちづくりを進めてきた。こうして育まれてきた地域資源や多彩な人材等を活用し、「ぬくもり」と「もてなし」の心でつくる遠野ツーリズムを推進することで、都市との交流の拡大に資する。

また、生活の質の向上に資する産業振興につながるよう、農林業を中心に、地域住民が「おもしろさ」と「やる気」を感じる地域に根ざした新たな起業を促進することで、地域の活性化を図る。



【現在活用中の計画一覧】



特例措置番号 709 (710、711)

特産酒類の製造事業

これまで

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合は免許を受けることができない（最低製造数量基準）。

関係法令：酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項

取り巻く環境の変化

地域ブランドの果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大を図りたいという要請が増大してきた。

構造改革特区の活用

地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあっては適用除外、果実酒にあっては2kℓ、リキュールにあっては1kℓとする。

主な要件

- ① 地方公共団体が、構造改革特別区域内において生産される農産物等であって地方公共団体の長が特産物として指定したものを用いた特産酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けること。
- ② 特区認定後に、製造場の所在地を所轄する税務署長の免許を受けること。
- ③ 当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物（当該特区内において生産されたものに限る。）や水産物（当該特区の周辺の漁場において採捕・養殖されたものに限る。）等を原料として特産酒類を製造すること。

認定
計画数

139 件（累計）

【ほか3件は国家戦略特区で活用】

133 件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

三重県南牟婁郡御浜町

御浜町リキュール特区（令和5年12月認定）

本町は柑橘類の栽培を農業の柱としているが、近年、高齢化による農家数の減少や後継者不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などにより、産地としての将来が危惧されている状況にある。

本特例措置の活用により、需要拡大による農家所得の向上や新規就農者の確保など、農業が抱える課題を解決していく一助となるとともに、新たな特産品や高付加価値の商品開発による地域ブランドの確立により、経済効果の創出が期待される。



特例措置番号 712

清酒の製造場における製造体験事業

これまで

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。既に清酒の製造免許を受けていても、別の製造場で清酒を製造する場合には、新たに免許を取得する必要がある。

関係法令：酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項

取り巻く環境の変化

廃校舎や道の駅等を利用した清酒の体験製造場を作ることによって地方創生や観光振興を図りたい、との要望が既存の酒蔵から出されている。

構造改革特区の活用

清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。

主な要件

- ① 地方公共団体が、構造改革特別区域内において清酒の製造免許を受けた者が当該特区の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けること。
- ② 清酒の体験製造場が、当該特区内に所在する地域の魅力の増進に資する施設内に設置されること。
- ③ 特区認定後に、既存の製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けること。

認定
計画数

5 件（累計）

4 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：佐渡市、設楽町、大和郡山市、宇佐市

実際の取組事例

佐渡市

佐渡・学びの日本酒特区 （令和2年3月認定）

農業経営者の高齢化と担い手不足等から農家戸数が減少傾向にあり、耕作放棄による農地の荒廃、地域活力の低下が進んでいる。これを克服し魅力ある地域づくりを進めるために、加工等による地場資源の高付加価値化、さらに観光産業等と連携しての販売促進やブランド化による6次産業化を行う。

島内外の参加者が学ぶ「学校蔵の特別授業」等の取り組みを行っている学校蔵において、主要農産物である米を原材料とする清酒の製造体験を実施し、地域の活性化を図る。



【現在活用中の計画一覧】



特例措置番号 811

校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業

これまで

大学の校地面積は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とされている。

関係法令：大学設置基準第37条、短期大学設置基準第30条

取り巻く環境の変化

大学の設置ニーズがあっても、地域の集積が高い等の理由により、物理的に所要の土地の取得が事实上困難なケースがある。

構造改革特区の活用

中心市街地や駅前等の校地面積の確保が難しい場所にも、大学や短期大学を設置することができる。

主な要件

- ① 大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等により 物理的に所要の土地の取得が事实上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなどといった、やむを得ない特別の理由があること。
- ② 特区に集積している他の大学、研究所等と連携することにより効果的な教育を行うことが可能な場合など、当該大学の教育研究の実態からして、教育・研究に支障が生じず、十分な教育効果が得られることが明らかであること。

認定
計画数

2 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

千代田区

活用自治体：千代田区

キャリア教育推進特区 （平成15年10月認定）

千代田区のような土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺の中心市街地で大学の運営を行うためには、校地として規定されている面積を満たすスペースを確保することが、非常に困難な状況にある。

このため、当該特例を活用し、校地として規定されている面積分の土地を所有しておらずとも、大学の運営を可能とし、さらに、本来、校地の維持整備にあてる資金を教育事業費に回すことによって、教師陣及び研究活動の充実を図る。



特例措置番号 816

学校設置会社による学校設置事業

これまで

国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）を設置できる。

関係法令：学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等

取り巻く環境の変化

学校と地域産業との連携、不登校児童生徒などへのこれまでの取組の推進など、学校教育の活性化に向けた各地域独自の教育上のニーズが高まっている。

構造改革特区の活用

株式会社が学校を設置することができる。

主な要件

- ① 地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うこと。
- ② 学校設置会社が、文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- ③ 学校設置会社は業務及び財産の状況を記載した書類を備えておかなければならぬこと。
- ④ 学校設置会社の経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、地方公共団体は在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- ⑤ 地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定
計画数

52 件（累計）

21 件（令和7年3月末現在）



実際の取組事例

淡路市

淡路市教育特区（平成23年11月認定）

構造改革特区制度「学校設置会社による学校設置事業(816)」の特例を適用することで、廃校となった学校施設を利活用した株式会社立の広域通信制単位制高等学校を設置した。

生徒や関係者が地域の行事に参加することによる人的交流の促進、商業施設等の消費の拡大、加えて、スクーリング時の公共交通機関の利用促進や体験学習等において地域住民が生徒等と積極的に関わることによる住民活力の増進、国際交流活動の促進、グローバル人材の育成、地域の発展、地域経済の活性化を目標としている。

【現在活用中の計画一覧】



特例措置番号 817

学校設置非営利法人による学校設置事業

これまで

国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校教育法1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）を設置できる。

関係法令：学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等

取り巻く環境の変化

不登校児童生徒や教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人があり、地域のニーズと対応して不登校児童生徒等の支援の充実を図るため、これらのNPO法人による学校設置を可とする要望が高まりっている。

構造改革特区の活用

NPO法人（学校設置非営利法人）が、不登校児童生徒等を対象として、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる。

主な要件

- ① 学校設置非営利法人が、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うこと。
- ② 学校設置非営利法人が、文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- ③ 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。
- ④ 地方公共団体は、経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- ⑤ 地方公共団体は、学校設置非営利法人の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 822

公私協力学校設置事業

これまで

学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産について、私立学校法第25条の要件に適合するか否かの審査を行うこととされている。

関係法令：私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項

取り巻く環境の変化

地方公共団体と民間とが連携・協力することにより、民間のノウハウや人材を活用し、地域の教育ニーズに効果的、効率的に対応した特色ある学校教育の機会の提供が求められている。

構造改革特区の活用

地方公共団体が公私協力学校に施設設備について支援を行う場合は、都道府県による資産要件の審査を要しない。

主な要件

- ① 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次の①～④の事項を定めた公私協力基本計画を定め、これを公示しなければならない。
 - ①収容定員に関する事項
 - ②授業料等の納付金に関する事項
 - ③施設設備の整備、運営費の助成に関する事項
 - ④協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- ② 協力地方公共団体は、公私協力基本計画に基づき、協力学校法人に対して、必要な施設設備の提供や運営費の補助を行うこと。

認定
計画数

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 830

市町村教育委員会による特別免許状授与事業

これまで

免許状の授与権者、免許管理者は都道府県教育委員会とされ、都道府県教育委員会が授与する特別免許状は、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有している。

関係法令：教育職員免許法第5条第6項、第9条第2項等

取り巻く環境の変化

構造改革特区などによる、教育方法や教育提供主体の多様化。

構造改革特区の活用

市町村教育委員会が、当該市町村内でのみ効力を有する特別免許状を授与することができる。

主な要件

- ① 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法に規定する特別の需要等に対応するため、以下の①から③に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認めること。
 - ①学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
 - ②学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
 - ③その他構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

認定
計画数

6 件（累計）

3 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：千代田区、深谷市、さいたま市



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

千代田区

千代田区立学校民間人材活用特区（平成18年7月認定）

東京都で唯一の区立中高一貫教育校である九段中等教育学校において、教育職員免許状を有していないが熱意ある民間人材を常勤講師として採用することにより教育効果を高めている。

その効果は、英検2級に約8割、準1級に約2割の生徒が合格していることや、GTEC平均スコアが全国平均よりも200点前後高いことなどに現れている。卒業時の授業アンケートで、「スピーチング活動が多くて良かった」という意見が多数出るなど、生徒の英語への興味・関心や学習意欲の喚起にも貢献している。また、進学先に海外大学を選ぶ生徒も毎年3～4名程度いる。



特例措置番号 832

インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業

これまで

通信制大学を設置する際には、大学通信教育設置基準の校舎等施設に関する要件等を満たすことが求められている。

関係法令：大学設置基準第36条第1項

大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条

取り巻く環境の変化

従来よりも少額の設備投資によってインターネットのみを用いて授業を行う通信制大学が設置できるようにし、社会人の再教育などの社会的な要請に応える通信制大学の設置を促進することが求められている。

構造改革特区の活用

校舎等施設に関する要件を満たさない場合でもインターネット大学の設置ができる。

主な要件

- ① 学長室、会議室及び事務室等を備えること。
- ② インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されていること等、教育研究に支障のないようにすること。

認定
計画数

4 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）

※大学（学部）については、平成26年4月から全国展開済。**活用自治体：立川市**



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

立川市

ネット学習（eラーニング）事業を活用したまちづくり特区

（平成20年3月認定）

立川市には、交通の要衝や産業の集積等、「業務核都市」として発展している特性を活かし、児童等に対する指導教員養成ニーズの拡大並びに医療制度改革等に伴う人材の質的向上等、社会的ニーズの増大に応える責務がある。

今回、学校設置会社におけるインターネット等のみを用いた大学の設置により、高度専門職人材の養成に加え、立川らしさや高い文化性の増進、国際的コミュニケーションの醸成、地域に学術を伝える生活拠点としての活性化を目指す。



特例措置番号 834

地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

これまで

公立学校の管理及び整備に関する事務については、教育委員会が管理・執行することとされている。

関係法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条、第22条等

取り巻く環境の変化

少子高齢化や過疎化に伴う社会福祉（児童、高齢者、障害者等）に係るニーズや都市部における働く人々の学習ニーズなど、地方公共団体が、地域における様々な需要に対応していく必要が高まっている。

構造改革特区の活用

地域における総合的な視野をもった首長の明確な責任の下、地域の特性に応じて、公の施設の一体的な整備・管理が可能となる。

（耐震化やバリアフリー化の計画的な整備、余裕教室の活用、施設の利用や管理の効率化など、学校施設と、社会福祉施設など他の公の施設との複合化などが促進され、住民の便宜も向上する。）

主な要件

- ① 学校等施設及び公の施設の一体的な利用、又はこれらの総合的な整備の促進を図る必要があると認められること。
- ② 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ あらかじめ、教育委員会の意見を聞くこと。

認定
計画数

1 件（累計）

— 件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

遠野市

遠野市民センター 学びのプラットホーム特区 (平成21年11月認定)

遠野市は、昭和46年から市民センター構想の下、地域づくりと社会教育との連携により行政運営を行ってきた。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。

本特例措置により、効率的な行財政運営を図るとともに、一体的な施設の管理・整備により、教育活動と地域づくりとの更なる一体化的な取組みを進め、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。



特例措置番号 836

職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業

これまで

職業能力開発促進法に基づき設置された職業能力開発短期大学校の修了者は、大学への編入学が認められていない。

関係法令：学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第1項

取り巻く環境の変化

大学と職業能力開発短期大学校が連携して、高度な技術力に加え研究開発力やマネジメント力を兼ね備えた、地域産業の発展に資するイノベーティブな人材の育成や、リカレント教育の促進などが求められている。

構造改革特区の活用

職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、特区内の特定の大学が当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、当該大学へ編入学することができる。

主な要件

- ① 訓練期間が2年以上であること。
- ② 職業能力開発短期大学校の職業訓練指導員数や建物面積が、専攻科ごとの収容定員などに基づき定められた基準を満たすこと。
- ③ 45時間の訓練を必要とする内容の科目を1単位とすることを標準とし、訓練の特性や実施方法等を踏まえた単位換算がされていること。
- ④ 特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うほか、当該評価の結果等について第三者評価を行い、結果を公表すること。

認定
計画数

5 件（累計）

5 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：熊本県、長野県、山形県、神奈川県、大分県



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

熊本県

熊本県高度人材育成・確保特区（令和5年1月認定）

熊本県では、世界的な半導体不足を背景に、世界有数の半導体企業の製造工場建設が進んでおり、約1,700人の先端技術に通じた人材の雇用が見込まれる一方、人材の育成と確保が課題とされていることから、熊本県立技術短期大学校から国立大学法人熊本大学への編入学を実現し、実践力を併せ持つ半導体技術に精通した高度人材の育成を促進することで、地域産業の高度化、ひいては国内半導体産業の発展への貢献を図る。



特例措置番号 837

国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化

これまで

国立大学法人が業務の範囲外の目的で土地・建物を貸し付けるにあたっては、文部科学大臣の認可が必要。

関係法令：国立大学法人法（平成15年法律第112号）第33条の3

取り巻く環境の変化

イノベーションを創出し、地域の活性化を図るために、民間企業等の研究開発成果の迅速な社会実装や、適時をとらえた事業実施が必要。

構造改革特区の活用

革新的な研究開発成果の社会実装に係る施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付けを行う場合は、文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる

主な要件

- ① 貸付対象の土地は、国立大学法人が所有し、将来的な使用予定はあるものの、当面使用されることが予定されていないこと。
- ② 国立大学法人の業務に支障の無い範囲内であること。
- ③ 貸付けの対価が国立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てられること。
- ④ 貸付け目的が、革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した施設整備等を行おうとするものであること。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 901

社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に 係る代理事業

これまで

社会保険労務士は、①申請書等の作成、②申請書等の提出代行、③申請等に係る事務代理、④帳簿書類の作成、⑤社会保険及び労務管理等に関する相談、指導について業とする。

関係法令： 社会保険労務士法第2条

とりまく環境の変化

地域によっては相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者が少ない状況が見られる。

構造改革特区の活用

社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行なうことができる。

主な要件

- ① 相当数の求人があるにもかかわらず求人数に比して就職者が少ない状態が、一定期間継続していること。
- ② 社会保険労務士の事務所を設けてから3年以上経過していること。
- ③ 社会保険労務士法に規定する懲戒処分を受けていないこと。

認定
計画数

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 907-1

民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業

これまで

特別養護老人ホームについては、都道府県、都道府県知事に届け出た市町村及び地方独立行政法人並びに都道府県知事の認可を受けた社会福祉法人のみ設置することができる。

関係法令：老人福祉法第15条第1項から第5項まで

取り巻く環境の変化

都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所希望者が増加しており、必要入所定員総数に達するよう特別養護老人ホームを整備することが求められている。

構造改革特区の活用

PFI法に基づく選定事業者である法人は、特別養護老人ホームの入所定員総数が都道府県の老人福祉計画における必要入所定員総数を下回る区域において、都道府県知事の認可を受けて特別養護老人ホームを設置することができる。

主な要件

- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく選定事業者である法人が当該特別養護老人ホーム不足区域において、特別養護老人ホーム設置認可の申請を行い、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）に適合し、かつ次に掲げる基準に適合しているかどうか都道府県知事により審査された上で認可されること。
 - ①特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。
 - ②特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。
 - ③実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
 - ④特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
 - ⑤脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。

認定
計画数

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 910

病院等開設会社による病院等開設事業

これまで

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

関係法令：医療法（昭和23年法律第205号）第7条第7項等

取り巻く環境の変化

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

構造改革特区の活用

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することができる。

主な要件

- ① 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- ② 保険医療機関の指定は行われない（自由診療のみ）。
- ③ 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- ④ 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- ⑤ 医療法で定める広告規制を遵守すること。

認定
計画数

1

件（累計）

1

件（令和7年3月末現在）

実際の取組事例

神奈川県

活用自治体：神奈川県



【現在活用中の計画一覧】

かながわバイオ医療産業特区（平成17年7月認定）

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。



特例措置番号 911-2

ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業

これまで

ボイラー及び第一種圧力容器（以下ボイラー等という。）の連続運転については、安全管理、運転管理、保全管理等（以下「安全管理等」という。）の認定要件を満たさなければならない。

関係法令：労働安全衛生法第（昭和47年法律57号）41条第2項

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第40条及び第75条

ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について（令和3年3月29日付け基発0329第8号）

取り巻く環境の変化

小規模事業場では、連続運転の認定条件を満たせず、認定を満たした周囲の他事業場が連続運転をしている間も、開放検査のためにボイラー等を停止せざるを得ず、パイプラインを利用し、原料等を流通させているコンビナートにおいては、他事業場に影響を及ぼし、全体の稼働率が低下してしまう。

構造改革特区の活用

他の事業場と共同の安全管理等の実施体制を整えることで、認定条件を満たすものと取り扱う。

主な要件

- ① 以下の2点について、地方公共団体により安全性が確保されると認められ、当該内容について厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意し、事業場が当該内容に基づく措置を講ずること。
 - ①一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順
 - ②①の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 920

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

※3歳以上については、公立・私立問わず平成22年6月から全国展開済（現行制度で対応可）

これまで

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

取り巻く環境の変化

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

構造改革特区の活用

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

主な要件

- ① 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること。
- ② 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること。
- ③ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること。
- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するよう努めること。

認定
計画数

124 件（累計）

77 件（令和7年3月末現在）



実際の取組事例

北海道清里町

【現在活用中の計画一覧】

地産地消で豊かな給食特区

女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実は重要な要素となり、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。

また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。



特例措置番号 927

市町村による狂犬病予防員任命事業

これまで

狂犬病予防法第3条による狂犬病予防員の任命、同法第6条による捕獲人の指定、犬の抑留等については、都道府県知事等が行っている。

関係法令：狂犬病予防法第3条、第6条、第21条及び第23条

取り巻く環境の変化

道が任命する狂犬病予防員は日高町、平取町、新冠町及び新ひだか町の4町、総面積3123.22平方キロメートルの区域に対して1名であり、野犬及び飼い犬の抑留が十分に実施できていない。

構造改革特区の活用

知事が任命した狂犬病予防員が野犬の抑留事務等を行う現行制度に加え、市町村も野犬の抑留事務等を行うことができる。

主な要件

- ① 知事が任命した狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないとから犬の抑留事務等を当該市町村が自ら行う必要があると認められる場合。
- ② 必要な費用を自ら負担すること。
- ③ 狂犬病予防員の証票、狂犬病技術員（捕獲人）の証票及び狂犬病予防員による犬の所有者への通知に関しても都道府県等と同様の措置とすること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：北海道新冠町



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

北海道新冠町

新冠町狂犬病予防特区 （平成17年3月28日認定）

新冠町が狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定及び犬の抑留等を行い、野犬発生時における即時対応、未登録犬の解消、狂犬病予防接種の受診指導などの地域に根ざした動物指導等の活動を行う。



特例措置番号 939

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

これまで

障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

取り巻く環境の変化

障害児通所施設（児童発達支援センター）において、限られた運営予算の中で、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を進める必要があり、調理業務について、効率的な運営を行うことが求められている。

構造改革特区の活用

障害児通所施設（児童発達支援センター）の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

主な要件

- ① 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。
- ② 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- ③ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。
- ④ 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。

認定
計画数

31 件（累計）

29 件（令和7年3月末現在）



実際の取組事例

千葉県

元気いっぱいいちば障害児給食特区（平成24年3月認定）

【現在活用中の計画一覧】

本県では、障害児通所支援事業の利用希望者が大きく増加しており、児童発達支援センターの増設が必要だが、設置要件である給食の施設内調理は、費用・管理面での負担が大きく、設置に当たり、大きな障壁となっている。

そこで、本特例措置の活用により、給食調理業務の費用・管理面での負担を軽減することで、市の人口規模に応じた設置数に近づけ、中核的な療育拠点の拡充を図るほか、安定した給食提供を行うことや事業所の費用節減、人的資源の療育事業への注力が可能となることから、きめ細やかな療育を提供し、運営の合理化が期待される。



特例措置番号 941

臨床試験専用病床整備事業

これまで

健康な者を対象とする臨床試験のための専用病床であっても、整備する際には、患者が入院する病床と同様の施設基準が適用される。

関係法令：医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号） 第16条第1項第3号及び第11号

取り巻く環境の変化

都市部においては、被験者は集まりやすいが、病床整備に係るコストが高く、また、病床稼働率が高い病院では臨床試験のための病床確保が困難であり、治験実施に支障が生じている。

構造改革特区の活用

臨床試験専用病床に係る基準について、次のとおり緩和する。

○病室の床面積（被験者1人当たり）	○病室に隣接する廊下幅
1人病室 6.4m ² 以上 ⇒ 6.3m ² 以上	片側居室 1.8m以上 ⇒ 1.2m以上
2人以上病室 6.4m ² 以上 ⇒ 4.3m ² 以上	両側居室 2.1m以上 ⇒ 1.6m以上
(いずれも内法による測定)	

主な要件

- ① 治験・その他の臨床試験であって、患者以外の者を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための一般病床であること。
- ※ 一般病床・・・医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。
- ※ 治験・・・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験をいう。

認定
計画数

1 件（累計）

1 【国家戦略特区で活用】
件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

活用自治体：東京圏国家戦略特別区域

実際の取組事例

東京圏国家戦略特別区域

（平成28年10月区域計画認定）

横浜市立大学附属病院で、健康な者を対象とした臨床試験の専用病床を新たに20床整備し、平成29年3月から治験を開始した。

専用病床の確保により、臨床試験を効率的に実施することで、医薬品等の開発を促進する。



特例措置番号 1003

保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業

これまで

保安林の転用に係る事業等の目的が工場、事業場の設置である場合の当該施設の設置に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね35%以上と定められている。
(学校施設の設置である場合についても適用される。)

関係法令：森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準

(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) 別紙 第2の4 (1) 表6

取り巻く環境の変化

学校施設の整備に際してやむを得ず保安林を解除する場合、周辺の環境への影響に留意しつつ、森林を残す割合を緩和することが求められている。

構造改革特区の活用

学校施設の整備に際してやむを得ず保安林を解除する場合に、森林を残す割合を3割以上に緩和する。

主な要件

- ① 地域の活性化を図るための核として実施する学校施設（転用に係る保安林の有する環境保全機能からみて周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるものを除く。）の設置について、
 ①保安林の転用面積が5ha以上である場合
 ②事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10%以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く。）
 に適用。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1004

保安林解除に係る用地事情要件の適用を 除外する施設設置事業

これまで

保安林の転用を目的とする解除については、その目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることと定められている。

関係法令：森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準

(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) 第2の1(3)ア(イ)

取り巻く環境の変化

地域の活性化に必要な民間企業による都市住民等を対象とした小規模な滞在型住宅付き農園の開発等が望まれている。

構造改革特区の活用

地域の活性化を図るために核として実施する事業に際して、保安林の解除について、用地事情に関する要件

(「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」) を適用しない。

主な要件

- ① スキー場、ゴルフ場の造成その他1か所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがあると認められるものを除く。
- ② 事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるとき。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1008

家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業

これまで

一定規模以上の畜産業を営む者が管理する家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則に定められた管理基準に従った管理が必要。

関係法令：家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）施行規則
第1条第1項

取り巻く環境の変化

家畜排せつ物法の完全施行後も、引き続き、野積みされた堆肥で飼育された昆虫を配布し、児童の自然への関心と心の教育の醸成に努め、地域社会や学校・家庭の情報交流などの連携を進め、地域が一体となった青少年健全育成活動に取り組んでいきたいとの要望。

構造改革特区の活用

昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物については、管理基準を適用しない。

主な要件

- ① 畜産業を営む者が行う昆虫飼育事業に利用される家畜排せつ物であること。
- ② 家畜排せつ物については、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状のものに限ること。
- ③ 環境影響調査を年1回以上行うこと。
- ④ 飼育した昆虫を無償で譲渡する昆虫飼育事業であること。

認定
計画数

1

件（累計）

件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

久留米市

久留米カブトムシ特区 （平成17年3月認定）

久留米市内の酪農家は、20年以上の永年に亘りカブトムシを全国の学校等に寄贈し、学童の情操教育の一助を担ってきたが、家畜排せつ物法の完全施行に伴い管理施設外に保管した堆肥を利用したカブトムシの飼育ができなくなる見通しとなった。

家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業の特例を活用して、環境影響に配慮しながら堆肥を使ったカブトムシの飼育と無償配布の取組を継続し、児童の自然への関心の醸成、地域が一体となった青少年健全育成、カブトムシを通じた都市と農村の交流を推進している。



特例措置番号 1010

地方競馬における小規模場外設備設置事業

これまで

場外馬券発売所の設置については、位置、構造及び設備が基準に適合し、地域社会との調整が十分に行われていることなどの事項について審査を受け、農林水産大臣の承認が必要。

関係法令：競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準
(平成4年農林水産省告示第1309号)

取り巻く環境の変化

売り上げ拡大に向け、一部の地方競馬主催者において、比較的少額の初期投資で機動的に設置できるミニ場外馬券発売所のニーズが生じた。

構造改革特区の活用

小規模な場外馬券発売所の設置に関する審査について、一定の要件を満たすと都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置基準を満たしているものとみなす。

主な要件

- ① 文教上・保健衛生上著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められる次の基準を満たす設備施設。
 - (1) 設備に関すること
 - ① 小規模場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること
 - ② 勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること
 - ③ 入場者の用に供する設備が整備されていること
 - ④ 管理運営に必要な設備が整備されていること
 - (2) 運営に関すること
 - 勝馬投票券の発売等が公正に行われる事が確実と認められること
 - (3) 設置に関する事
 - 地域社会との十分な調整が行われていること

認定
計画数

1

件（累計）

1

件（令和7年3月末現在）

活用自治体：愛知県競馬組合

実際の取組事例

愛知県競馬組合



【現在活用中の計画一覧】

地方競馬ミニ場外特区（平成19年7月認定）

愛知競馬は、その収益により、地域の畜産振興、社会福祉及び教育文化振興等へ寄与するとともに、県民への健全なレジャー提供、就業機会の提供など、地域社会に様々な貢献をしてきた。しかし、馬券発売額の減少により、極めて厳しい経営を強いられていた。

このため、ミニ場外馬券発売所を機動的に設置し、馬券を身近に購入できる環境を整え、名古屋競馬の振興と場外馬券発売所を設置する地域の活性化を図る。



特例措置番号 1014

特定法人による農地取得事業

これまで

- 農地等について権利を取得するには、農業委員会の許可を受けなければならない。
(農地法第3条第1項)
- 法人による農地等の所有権の取得については、農地所有適格法人に限り認められている。
(農地法第2条第3項、第3条第2項第2号)

関係法令：農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項、同条第2項

取り巻く環境の変化

農業の新たな担い手の確保、遊休農地の発生防止・解消、農地の効率的な利用、6次産業化の促進などの課題に引き続き取り組んでいく必要がある。

構造改革特区の活用

農地所有適格法人以外の法人も農地等の所有権を取得することを可能とする。
(要件を満たす場合は、農業委員会は農地法第3条第1項の許可をすることができる。)

主な要件

① 法人の要件

- ・農地等を適正に利用していないと地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面による契約を締結していること。
- ・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと見込まれること。
- ・業務執行役員等のうち1人以上が耕作等に常時従事すると認められること。

② 地域の要件

- ・その区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること。
- ・従前の措置のみによっては、その区域内において耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）

実際の取組事例

養父市

活用自治体：養父市



【現在活用中の計画一覧】

養父市法人農地取得特区（令和5年12月認定）

農業従事者の平均年齢は全国平均と比較しても高く、かつ農業後継者の不足は明らかな状況である。また、遊休農地も毎年増加していることから、今後も、土地所有者側の世代交代や現在の担い手の離農などの理由等から遊休農地は多くなると推察され、従前の制度では守れない農地の面積が著しく増加するおそれがある。このため、本特例措置を活用することで、企業の農業参入を図り、多様な担い手の確保や地域と連携した農地の流動化の促進により、耕作放棄地の解消等が期待される。



特例措置番号 1101

再生資源を利用したアルコール製造事業

これまで

アルコールの販売、使用をする者は、アルコール事業法に基づく許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者（製造を含む。）は、アルコール事業法に基づく帳簿記載、定期報告を行う必要がある。

関係法令：アルコール事業法第9条、第10条、第21条から第30条、第35条から第37条

取り巻く環境の変化

繊維産業における使用済衣料品や林産業における廃材を原料としてアルコールを製造する事業が、実証段階に入りつつある。

構造改革特区の活用

地域の産業活動における使用済み物品や廃材などを原料としてアルコールを製造する事業を行なう場合に、アルコール事業法による流通管理を行わないことができる。

主な要件

- ① 地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物を再生資源としてアルコール事業法の許可を受けた製造事業者が製造するアルコールであること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：広島県・福山市



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1105

一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業

これまで

ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）は、電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の対象となっていない。

関係法令：電気事業法施行規則第48条

取り巻く環境の変化

新エネ・省エネの推進の観点のもと、十分な安全を確保しつつ、小規模ガスタービン発電設備の導入促進を図ろうとする要望が高まっている。

構造改革特区の活用

小規模ガスタービン発電設備を一般用電気工作物として扱うことにより、主任技術者の選任や保安規定の策定・届出が不要になる。

主な要件

- ① 小規模ガスタービン発電設備において、一定の要件（出力が30kw未満である等）を満たしていること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：青森県



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1108

保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業

これまで

水素ガススタンド等の高圧ガス製造事業所には、保安統括者等の選任が必要。

関係法令：一般高圧ガス保安規則第64条 コンビナート等保安規則第23条

取り巻く環境の変化

今後普及が見込まれる燃料電池自動車及びジメチルエーテル（以下「DME」という。）自動車に、水素及びDMEを充填する場所として設置されることが見込まれている水素ガススタンド及びDMEガススタンドを設置する際に、保安統括者等の選任を不要とすることにより、スタンドの整備を円滑化する要望が高まっている。

構造改革特区の活用

水素ガススタンド等を設置する際に、現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とする。

主な要件

- ① 水素ガススタンド等において保安統括者を選任しないことの弊害を防止する措置として、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が当該地方公共団体から提出されること。
- ② 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認できること。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1109

燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業

これまで

容器再検査では、容器ごとに、内面及び外面の目視検査や耐圧試験を行う必要がある。

関係法令：容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第25条、第26条
(容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第2条)

取り巻く環境の変化

今後普及することが見込まれている燃料電池自動車やジメチルエーテル（以下「DME」という。）自動車の燃料装置用容器の再検査を車載状態のままでも実施できるようにし、再検査を合理化すること等の要望が高まっている。

構造改革特区の活用

燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を車載状態のまま実施することができる。

主な要件

- ① 当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた（1）から（3）の内容について提出すること。
 - (1) 当該検査を受けようとする容器の仕様
 - (2) 容器の安全性を確保するための保安確保策
 - (3) 実際に行われる容器再検査の具体的方法
- ② 当該地方公共団体より提出された内容について、経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意すること。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1121

小規模場外車券発売施設事業

これまで

競輪の場外車券発売施設は、一定の規模以上のもののみ開設が認められている。

関係法令：自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第14条、第15条

場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示

取り巻く環境の変化

場外車券発売施設の適切かつ円滑な設置を通じて、競輪の活性化を図り、地方経済の健全化に資することが期待されている。

構造改革特区の活用

窓口の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内である小規模な場外車券発売施設を設置することができる。

主な要件

- ① 近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められること。
- ② 当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が告示で定める事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認していること。

認定
計画数

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1123

研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

これまで

バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受けなくてはならない。

関係法令：電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1号、第94条第1号

取り巻く環境の変化

海水温度差発電設備の開発が特に必要である地域などにおいて、研究開発の円滑化及び促進が期待されている。

構造改革特区の活用

研究目的の海洋温度差発電設備において、法定検査手続を不要とすることができる。

主な要件

- ① 研究開発を目的として設置される、海水温度差を利用して発電するバイナリー発電設備であること。
- ② 電気事業法39条第1項の技術基準に適合することを確保するために、研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されていること。
- ③ 検討及び評価が適切になされる体制及び方策並びにこれらに係る事項が保安規程に定められていること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）

実際の取組事例

伊万里市

活用自治体：伊万里市



【現在活用中の計画一覧】

伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区 （平成15年11月認定）

佐賀大学海洋エネルギー研究センター及び株式会社ゼネシス温度差発電研究・開発センターを核として、伊万里市内において知的基盤を形成するとともに、産学官の連携により、持続的な地域経済社会の活性化を図る。

また、再生可能エネルギーの分野で世界をリードする「持続可能な開発」の技術の高度化と集積を目指す。



特例措置番号 1124

海水等温度差発電設備の定期自主検査時期 変更事業

これまで

バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては4年、液化ガス設備については2年を超えない時期に定期自主検査を実施しなければならない。

関係法令：電気事業法施行規則第94条の2

取り巻く環境の変化

海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備について、導入の円滑化及び促進が期待されている。

構造改革特区の活用

バイナリー発電設備を構成する蒸気タービン及び液化ガス設備の定期自主検査を延長することができる。

主な要件

- ① 一定の要件（出力が500kw未満等）を満たすバイナリー発電設備において、定期自主検査の時期を延長しても安全性の面で問題がないと技術的に確認されること。

認定
計画数

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1125 (1114)

特定施設における保安検査期間変更事業

これまで

高圧ガス保安法第35条に規定する高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）は、原則年1回、保安検査を受けなければならない。

関係法令：一般高圧ガス保安規則第79条第2項 コンビナート保安規則第34条第2項
(製造細目告示第14条)

取り巻く環境の変化

データ等により一定期間の安全性が確保できる特定施設については、保安検査期間を変更し、高圧ガス製造事業を円滑化することが期待されている。

構造改革特区の活用

高圧ガス施設の安全性が確保されている場合、保安検査期間を延長することができる。

主な要件

- ① 高圧ガス施設の機能維持状況について一定の安全性が確保でき、保安検査期間の延長が可能であると判断できる実証実験によるデータや文献等が、当該地方公共団体から示され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認されること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：茨城県

実際の取組事例

茨城県



【現在活用中の計画一覧】

鹿島経済特区（平成15年4月認定）

鹿島臨海工業地帯は、その開発着手から約50年が経過し、茨城県内有数の産業拠点となったが、その主力である鉄鋼や石油化学等の基礎素材産業は、コスト競争力の低下や国内産業構造の変化などにより、大きな転換期を迎えている。こうしたことから、鹿島臨海工業地帯を「日本の素材産業再生に向けたモデル地区」として、保安規制の合理化など特区制度を活用した規制緩和や各種産業施策の展開により、国際競争力の高いコンビナートへの転換等を進め、21世紀にふさわしい産業拠点へと再構築を図っていく。



特例措置番号 1129-1 (1112)

液化ガスの容器における充てん率変更事業

これまで

液化ガスは内容積に応じて計算した質量以下で充てんしなければならない。

関係法令：容器保安規則第22条

取り巻く環境の変化

液化ガスを容器に充てんする際の充てん率を変更することにより、高圧ガス製造事業を円滑化することが期待されている。

構造改革特区の活用

液化ガスを充てんする容器の安全性が確保された場合、液化ガスの充てん率を変更することができる。

主な要件

- ① 実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策及び容器の危険度評価が、当該地方公共団体より提出されていること。
- ② 現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認されていること。

認定
計画数

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1130

オートレース小規模場外車券発売施設事業

これまで

オートレースの場外車券発売施設については、一定の規模以上のもののみ開設が認められている。

関係法令： 小型自動車競走法施行規則（平成14年経済産業省令第98号）第11条、第12条

場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示

取り巻く環境の変化

場外車券発売施設の適切かつ円滑な設置を通じて、オートレースの活性化を図り、地方経済の健全化に資することが期待されている。

構造改革特区の活用

窓口の数が5以内かつ最大滞留者数が100人以内である小規模な場外車券発売施設を設置することができる。

主な要件

- ① 近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められること。
- ② 当該区域の範囲内に設置される場外車券発売施設が、特区計画及び経済産業大臣が告示で定める事項に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認していること。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1142

研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業

これまで

バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、工事計画書の届出、使用前安全管理審査、溶接自主検査及び定期安全管理審査の受審が義務付けられている。

関係法令：電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1号、第94条第1号

取り巻く環境の変化

温泉熱を利用した発電設備の実用化に向けた研究・開発、実証試験の迅速かつ円滑な実施が望まれている。

構造改革特区の活用

研究開発のための温泉の熱を利用した発電設備について、電気事業法に基づく工事計画の届出や使用前安全管理審査等の受審を不要とすることができます。

主な要件

- ① 研究を目的として設置される一定の要件（出力が10kw未満等）を満たす温泉熱利用発電設備について、技術基準への適合性を確保するため、研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されていること。
- ② 検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められること。
- ③ 当該研究実施期間に限られていること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：鳥取県



【現在活用中の計画一覧】

特例措置番号 1205 (1214、1221)

重量物輸送効率化事業

これまで

一定の基準を超える特殊な車両については、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要とされており、許可車両の寸法等の限度値が設けられている。また、道路運送車両法においても、道路を運行できる車両について一定の保安基準が設けられており、長大又は超重量で分割不可能な貨物を輸送する場合等に限り、これに関わらず運行できることとされている。

関係法令： 特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け 道路交通管理課長通達) 等
基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け 自動車交通局長通達)

取り巻く環境の変化

海上輸送では船舶の大型化により一度に運べる貨物量が増え、輸送の効率化が進む一方、陸上輸送においても、輸送の効率化を望む声が多くなってきた。

構造改革特区の活用

重量物の輸送に使用するセミトレーラ及びポールトレーラ等について、特殊車両通行許可及び道路運送車両の保安基準の緩和認定における“総重量”(1205)、“軸重”(1214)、“長さ”および“最小回転半径”(1221)の限度値を緩和することで輸送効率化を図ることができる。
※1221は道路を横断する場合のみ緩和

主な要件

- ① 橋、高架等を含まない経路を通行すること。
- ② 道路を適切に管理するための費用負担等の措置が、特区計画を作成する地方公共団体又は事業主体の責任において確実に実施されると関係道路管理者が判断すること。

認定
計画数

4 件(累計)

3 件(令和7年3月末現在)

活用自治体：石狩湾新港管理組合等、茨城県・栃木県、日向市



【現在活用中の計画一覧】

※ 1205及び1214については、道路を横断する場合に限り、平成22年10月より全国展開済。
1221については、車両の長さの特例措置について、平成25年11月より一部全国展開済。

実際の取組事例

釜石市

港湾物流特区 (平成19年11月認定)

釜石港地域において、港湾背後地に立地する企業と港頭地区間に
おける鉄鋼材料や鉄鋼製品等の重量物の輸送ロットを拡大し、輸送
コストを低減することにより、地域の優位性を高め、企業の操業拡大、あるいは企業経営の効率化を図り、産業経済の活性化を図る。



特例措置番号 1210

橋の設置を目的とした公的主体以外の者による 河川敷地の占用の許可柔軟化事業

これまで

橋の設置を目的とする河川敷地の占用については、公共性、公益性を優先するものであることから、原則として公的主体以外の者による占用は認められていない。

関係法令：河川敷地の占用許可について（平成11年8月5日河政発第67号）

取り巻く環境の変化

橋の設置を目的とした河川敷地の占用が柔軟に対応できれば、公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる利便性の欠如を解消することが可能となり、水辺を活かしたまちづくりを推進できる。

構造改革特区の活用

公的主体以外の者による橋の設置を目的とした河川敷地の占用を許可できる。

主な要件

- ① 地方公共団体がその設定する特区内において、水辺を生かしたまちづくりとしての市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域であること。
- ② 公衆の通行の用に供する橋が少ないとことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があること。
- ③ 橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものでなく、橋の設置及び利用方法について周辺地域の合意がなされていること。
- ④ 設置後の維持及び補修、占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じないこと。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】



特例措置番号 1218

地域特性に応じた道路標識設置事業

これまで

道路標識については、標識の寸法、標識に表示する文字の寸法などに関して、全国一律に規定されている。

関係法令：道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 別表第二備考一（二）1及び（五）2

取り巻く環境の変化

道路標識の寸法等について、周辺環境に調和して柔軟に対応できれば、地域の特性に応じた魅力ある都市景観とすることが可能となり、豊かな自然、歴史的街並み、近代的な都市景観など、道路空間一帯の魅力ある景観づくりを推進できる。

構造改革特区の活用

- 案内標識および警戒標識の寸法 ⇒ 1／2まで縮小
- 案内標識に表示する文字の寸法 ⇒ 1／2まで縮小できることとなった。

主な要件

- ① 交通の安全と円滑が確保されていること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：金沢市

実際の取組事例

金沢市



【現在活用中の計画一覧】

周辺環境に調和した道路標識金沢特区

(平成18年3月認定)

道路標識を縮小することにより、車窓や歩行者などの道路空間から眺めた金沢らしい豊かな自然、歴史的街並みおよび近代的都市景観や道路空間一帯の魅力ある景観づくりを図り、地域の魅力の向上と人々の交流の促進を図る。



従 前



縮 小 後

特区活用

特例措置番号 1224

45フィートコンテナの輸送円滑化事業

これまで

国内貨物の輸送のため、45フィートコンテナをセミトレーラ連結車に積載した場合、その長さは約18メートルとなるが、セミトレーラ連結車については特殊車両通行許可の長さの限度値が17メートルとされており、不可分貨物としてやむを得ず走行が認められる場合においても、17メートルを境に通行条件が厳しくなることから、40フィートコンテナが主流である。

関係法令： 特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日付け道路交通管理課長、企画課長通達）

車両の構造が特殊な連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて（平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達）

取り巻く環境の変化

45フィートコンテナは平成17年に国際規格に加えられ、近年はアジアや米国間で取扱量が増加する等、世界的な広がりを見せており、国内においても40フィートコンテナと比べ最大積載量の多い45フィートコンテナによる輸送の需要が高まっている。

構造改革特区の活用

- 45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車について、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件まで緩和できる。
- 45フィートコンテナに国内貨物を積載する場合における車両の長の許可の上限値を18メートルまで緩和できる。

主な要件

- ① 車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等について、当該特例措置の実施主体による各道路管理者への定期的な報告が、協定の締結または特殊車両通行許可の条件等により確実に実施されること。

認定
計画数

3 件（累計）

3 件（令和7年3月末現在）

活用自治体：宮城県、三重県等、宮崎県

実際の取組事例

宮崎県

宮崎45フィートコンテナ物流特区 （平成25年3月認定）

細島港は国際コンテナ航路が就航する国の重点港湾に指定された重要港湾である。コンテナの主要荷主企業から45フィートコンテナの利用要請が出され、公道輸送実験も実施されている。また、本県には世界最大規模の太陽電池製造工場が立地しているほか、国内はもちろん海外とも取引を行う大手医療関連産業、自動車関連産業等が集積している。

このため、45フィートコンテナの公道輸送を実現し、物流コスト削減及びCO₂の排出削減を図るとともに、本県の優位性を高め、県内企業の競争力強化や細島港の利用促進につなげるものである。



【現在活用中の計画一覧】



45フィートコンテナの輸送
(実証実験)

特例措置番号 1227

公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業

これまで

埋立地の用途のうち工業用地については、日本標準産業分類の中分類によることとされている。

関係法令：公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号）記1（4）

取り巻く環境の変化

新たな企業誘致の促進や臨海部の活性化を図るため、生産施設（製造業用地）と物流施設（流通業用地）が区分なく立地できる新たな用途区分が求められている。

構造改革特区の活用

埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認めることができる。

主な要件

- ① 都道府県知事（港湾区域にあっては港湾管理者）が埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要があると認めた場合。

認定
計画数

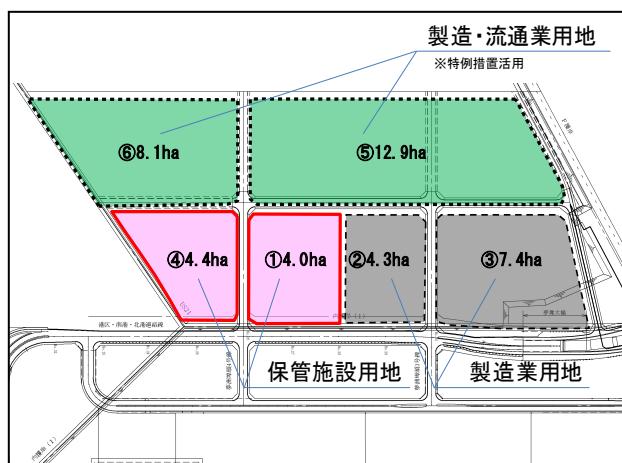
1

件（累計）

件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】



特例措置番号 1228

民間事業者による公社管理道路運営事業

これまで

道路整備特別措置法に基づく有料道路制度は、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てることとしているが、公社管理有料道路における料金の徴収主体は、地方道路公社に限定されている。

関係法令： ○道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）

第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

第17条、第22条第1項、第23条第2項

取り巻く環境の変化

民間事業者による公社管理道路の運営を認め、民間企業の経営ノウハウを活用することで、民間事業機会を創出するとともに、良質な利用者サービスを提供すること等により、地域の活性化を図ることが求められている。

構造改革特区の活用

民間事業者に公共施設等運営権を設定可能にし、利用料金徴収権限を付与することで、民間事業者による公社管理道路の運営等を可能とする。

主な要件

- ① 公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。
- ② 公社管理道路の近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携して公社管理道路の運営等を実施すること。
- ③ 公社管理道路運営権者は公社と公共施設等運営権実施契約を締結すること。
- ④ 公社管理道路運営権者が徴収する利用料金は、公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた上限の範囲内で定めること。
- ⑤ 公社は、公社管理道路運営権者から公社管理道路運営権の設定の対価を徴収すること。

認定
計画数

— 件（累計）

1

【国家戦略特区で活用】

件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

愛知県国家戦略特別区域

（平成27年9月区域計画認定）

愛知県道路公社が保有する公社管理道路8路線について、平成28年10月から「愛知道路コンセッション株式会社」に運営権を譲渡。

P Aにおける利便性向上の取組（地域産品PRイベント開催、リニューアル工事）や、沿線開発による地域活性化により、利用者の拡大を図る。



特例措置番号 1231

地方公共団地による特定市街化調整区域を その施行地区に含む土地区画整理事業

これまで

土地区画整理事業に関する都市計画は、その基準を定める都市計画法において、市街化区域（計画的に市街化を図る区域）内の区域について定めるものとされている。
(市街化調整区域では、地方公共団体が土地区画整理事業を施行できない。)

関係法令：都市計画法（昭和43年法律第100号）第13条第1項第12号

取り巻く環境の変化

市街化調整区域であっても、周辺地域の市街化の進展が特に著しく、建築物の建築等の需要が急激に増大している区域があり、地方公共団体施行の土地区画整理事業を可能にしてほしいとの要望がある。

構造改革特区の活用

建築需要が急激に増大しているなど一定の条件を満たす市街化調整区域について、地方公共団体が自ら土地区画整理事業を施行することができる。

主な要件

- ① 次（1.及び2.）に掲げる特性を有することにより、市街化区域に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われるおそれが特に大きいと認められるもの。
- 周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること。
 - 土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。

認定
計画数

2

件（累計）

2

件（令和7年3月末現在）

実際の取組事例

横浜市

活用自治体：川口市、横浜市



【現在活用中の計画一覧】

農地と宅地を一体的に活性化する区画整理事区（令和2年1月認定）

旧上瀬谷通信施設は、約70年にわたり米軍施設として利用された首都圏でも貴重な広大な地域である。一部は地権者約250名の民有地であり、厳しい土地利用制限のもと露地栽培の都市農業が営まれてきた。

返還を機に農業振興と土地活用が調和したまちづくりを検討しているが、民有地と国有地等とが入り組み、農地と宅地を一体的に土地整序する必要がある。

市街化調整区域を含む市施行の土地区画整理事業を行い、市郊外部の新たな活性化拠点を目指したまちづくりを進める。



特例措置番号 1304 (1305)

再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業

これまで

生活環境の保全を十分に図りつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要があることから、平成9年12月より、安定的な生産設備を用いて再生利用を自ら行う者を環境大臣が認定することにより、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる「再生利用認定制度」が開始。本制度の対象となる再生利用は環境省告示で指定される必要があり、令和6年4月現在で9つの再生利用が定められている。

関係法令： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2

平成9年厚生省告示第258号（環境大臣が定める一般廃棄物）

平成9年厚生省告示第259号（再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物）

取り巻く環境の変化

- 地域住民からの理解を得にくいことなどから廃棄物処理施設の新設は困難
- 再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化が必要
- 再生利用技術の多様化

構造改革特区の活用

特定の廃棄物について、再生利用認定制度（環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み）の特例の対象とする。

主な要件

① 特例の対象となる特定の廃棄物（再生利用方法を含む。）は次のとおり。

①廃F R P船破碎物をセメント原材料として利用する場合

②容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合

認定
計画数

2

件（累計）

1

件（令和7年3月末現在）

活用自治体：茨城県

実際の取組事例

茨城県

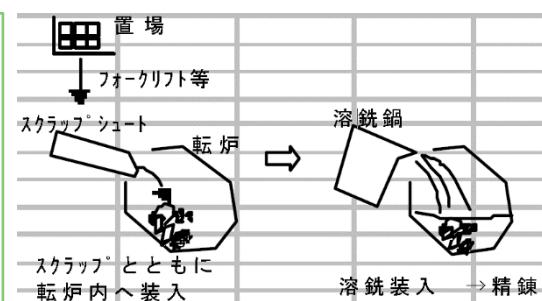


【現在活用中の計画一覧】

鹿島経済特区 (平成15年4月認定)

再生利用認定制度の拡大により、梱包用側板、パレット等木材を、鋼の炭素成分調整の副原料として活用できるようになった。

年間約9千トン発生する梱包用側板、パレット等木材につき、加工処理費をかけることなく、転炉使用に有効な形状で有効活用することにより、リサイクル及びコスト競争力の促進を図っている。



特例措置番号 1306

地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業

これまで

生活環境の保全を図る観点から、地中にある空間を利用して、一般廃棄物を埋立処分できない。

関係法令： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第3号イ(1)

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第10号口

取り巻く環境の変化

陥没などの防災対策のため、地中の空洞を埋める材料について、品質が良くコスト面で安価なものが求められている。

構造改革特区の活用

溶融スラグについて、生活環境の保全に反するものではないことが確認できた場合、埋立処分ができる。

主な要件

- ① 地中空間の周辺の土地が、
 - ①自重、水圧、土圧、地震等による振動や衝撃に耐えられるものであること。
 - ②埋め立てた溶融スラグからの金属等の溶出を招来して地下水を汚染するおそれがないこと。
- ② 金属等が溶出しないように溶融加工された一般廃棄物であること。
- ③ 地下水等検査の検査頻度を3月に1回以上行うこと。

認定
計画数

—

件



【現在活用中の計画一覧】

溶融スラグとは

焼却灰を1200°C以上の高温条件下で燃焼させ、その残さを冷却して固定化したもの。

溶融スラグとすることにより、焼却灰中のダイオキシン類のほとんどを分解することができ、また、金属等の有害物質が溶出しにくい状態に安定化させることができる。

特例措置番号 1310

ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

これまで

ノヤギは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の狩猟鳥獣に定められていないため、狩猟期間中においても、捕獲するためには、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要である。

関係法令：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

第2条第7項、第9条、第11条

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年環境省令第28号）施行規則第3条

取り巻く環境の変化

野生化したヤギによる食害等により、植生破壊や土砂流出が発生している。

構造改革特区の活用

ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲が可能となる。

主な要件

- ① 農林水産業、生態系等に係る被害の防止などの目的でノヤギの捕獲等を行う必要があること。
- ② ノヤギのみを捕獲等するために、以下のような措置が講じられていること。
 - ①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの誤認捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること。
 - ②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。
 - ③狩猟者等への適切な周知が計画されていること。

認定
計画数

5

件（累計）

5

件（令和7年3月末現在）

活用自治体：奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町

実際の取組事例

奄美市



【現在活用中の計画一覧】

奄美大島奄美市ノヤギ特区 （平成22年11月認定）

奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれてきたが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、放棄されるようになった。その結果、飼育されず放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。

奄美市でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していないので、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、植生の回復や生態系の保全を図る。



特例措置番号 2001

公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

※3歳以上については、公立・私立問わず平成22年6月から全国展開済（現行制度で対応可）

これまで

満三歳未満の園児に対する給食の提供について、公立保育所では特区内に限り、保育所外で調理し搬入することが認められているが、公立幼保連携型認定こども園の給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令： 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項

取り巻く環境の変化

公立幼保連携型認定こども園において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立幼保連携型認定こども園及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

※ 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく公立幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

構造改革特区の活用

公立幼保連携型認定こども園の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

主な要件

- ① 当該公立幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- ② 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ③ 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- ④ 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- ⑤ 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑥ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

認定
計画数

14 件（累計）

11 件（令和7年3月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

香川県綾歌郡綾川町

安心・安全の給食特区（令和元年8月認定）

本特例措置の活用により、給食の効率的な提供や経費を削減し、その財源を保育事業や子育て家庭支援に充てることで、子育て支援の充実が図られるほか、地域内のことども園・小学校等で、ことどもの発達段階に応じたバランスの取れた給食を提供することにより、一体的な食育の推進が期待される。





全国展開された 代表的な規制の特例措置

01 CASE

特例措置番号：1217

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのため 無人貸渡システム可能化事業

◆ 地域の課題

問題

- 地球温暖化防止・自動車排出ガス等削減対策
- 自動車利用に起因する渋滞等の生活環境への影響の低減

課題

- 低公害車を用いたレンタカー型カーシェアリングの利用を促進したい
- 手軽に利用できれば、カーシェアリングの利用拡大が期待できる
- レンタカーの許可を得るには、車両の定期的な点検・整備・管理のため有人事務所で行うことが必要だが、どうにかならないか

特例措置

無人の貸し渡しシステムを整備する場合も許可の対象にしてほしい

◆ 規制の特例措置の内容

施行時期	平成16年4月
特例措置を講すべき法令等	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成7年6月13日自旅第138号）
規制の特例措置の概要	レンタカー型カーシェアリングの道路運送法に基づく許可申請について、その貸渡が無人事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものとする。
全国展開	平成18年3月
全国展開を実施する法令等	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成18年3月30日国自旅第286号）

◆ 主な成果

市場規模
(売上高ベース)

523 億円

設備投資額
(車両総台数出荷金額ベース)

782 億円

経済波及効果

雇用誘発効果

1,905 億円

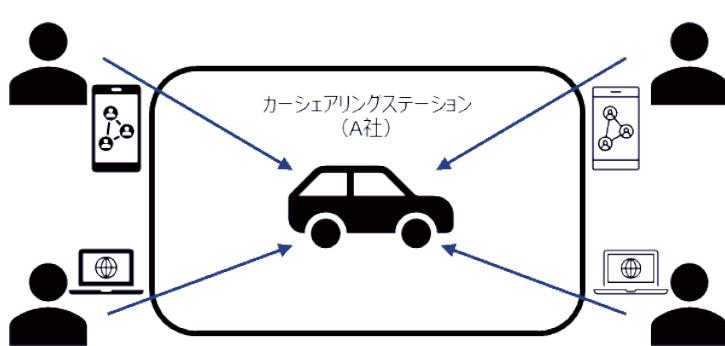
6,664 人

※令和2年度時点 推計値

※平成18年度～令和3年度の累計 推計値

※平成18年度～令和3年度の累計 推計値

※平成18年度～令和3年度の累計 推計値



02 CASE

特例措置番号：1206（1216）

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における 使用車両の拡大事業

◆ 地域の課題

問題

- 要介護者・身体障害者等の福祉サービス利用や、社会参加による自己実現を図るために移動手段の確保

課題

- 公共交通機関では移動制約者が安心して利用できないケースが多い
- 行政による移動手段の提供や助成では需要に十分応えられない
- 福祉車両の台数は限られているが、セダン型の一般車両でも対応可能な場合もある

特例措置

- NPO等の新たな担い手による有償運送サービスを認めてほしい
- セダン型車両でのサービス提供を認めてほしい

◆ 規制の特例措置の内容

施行時期	平成15年4月
特例措置を講ずべき法令等	道路運送法第80条第1項
規制の特例措置の概要	関係者による運営協議の場を設ける等、一定の要件のもと、地方公共団体から協力依頼を受けた又は地方公共団体が主宰するNPO等が、有償で障がい者・要介護者等を運送することを認める。 平成16年4月より、セダン等一般車両を福祉有償運送に用いることを認める。
全国展開	平成18年3月
全国展開を実施する法令等	道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）

◆ 主な成果

登録団体数

2,468 団体

登録車両数

14,232 台（うちセダン等7,496台）

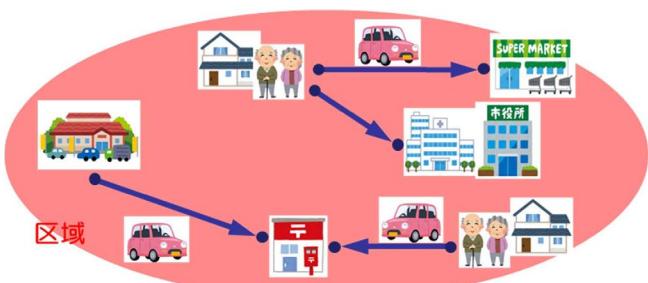
新規車両購入額

170 億円

※令和3年3月末時点

※令和3年3月末時点

※令和3年3月末時点における登録車両（セダン等）が全て新規購入と仮定した場合の推計値



03 CASE

特例措置番号：1206（1216）

交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業

◆ 地域の課題

問題

- バス・タクシー等の撤退に伴い、公共交通機関が不在
- 住民生活の基礎となる移動手段の確保

課題

- シルバー人材センターや社会福祉協議会などに委託し、通院、買い物、通学等のための移動手段を提供したい
- 運転手など、新たな雇用も生み出せる
- 有償で運送するためには、国土交通大臣の許可が必要だが、どうにかならないか

特例措置

NPO等の新たな担い手による有償運送サービスを認めてほしい

◆ 規制の特例措置の内容

施行時期	平成15年4月
特例措置を講ずべき法令等	道路運送法第80条第1項
規制の特例措置の概要	一定の要件(※)のもと、NPO等が有償で住民を運送することを認める ※・運送主体が地方公共団体から協力依頼を受けたNPO又は地方公共団体が主宰するボランティア組織であること ・使用する車両に運賃等を掲示すること ・一定以上の保険に加入していること ・営利に至らない範囲での対価の設定 ・運行管理体制等が整っていること 等
全国展開	平成16年3月
全国展開を実施する法令等	福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて（平成16年3月16日付け国自旅第240号）

◆ 主な成果

登録団体数

158 団体

※令和3年3月末時点

登録車両数

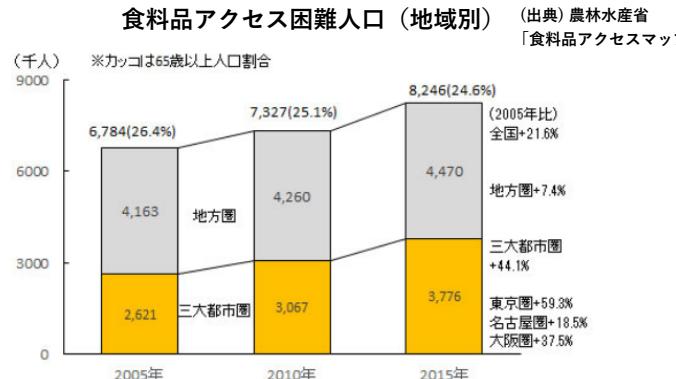
788 台（うちセダン等661台）

※令和3年3月末時点

新規車両購入費

15 億円

※令和3年3月末時点における登録車両（セダン等）が全て新規購入と仮定した場合の推計値



04

CASE

特例措置番号：1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地 又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

◆ 地域の課題

問題

- 農業就業者の高齢化の進展、担い手不足
- 耕作面積の減少、遊休農地の増加

課題

- 新たな農業の担い手を増やし、農地の集約化など、効率的な利用を促進するため、関心を持つ法人の活力に期待したい
- 農業生産法人以外の法人は農地等を取得できないが、どうにかならないか

特例措置

農業生産法人以外の法人も農地等が活用できるようにしてほしい

◆ 規制の特例措置の内容

創設時期	平成15年4月
特例措置を講ずべき法令等	農地法第3条第1項及び第2項、第6条第1項、第20条第1項及び第8項
規制の特例措置の概要	一定の要件(※)のもと、農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにする。 ※・農業委員会又は都道府県知事の許可 ・貸借契約に解除条件を付す
全国展開	平成17年9月
全国展開を実施する法令等	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）

◆ 主な成果

参入法人数

4,202 法人

※令和4年1月1日時点、農地を利用して農業経営を行なうリース法人

農地リース面積

14,224ha

※令和4年1月1日時点、全耕地面積430万ha（令和5年7月現在）対比0.3%

経済波及効果

7,718 億円

※農地リース法人農業産出額（●）を新規需要額と仮定した産業連関分析による推計値（令和2年1月1日時点）

● = Σ （地域別1法人経営体あたりの農業産出額 × 地域別農地リース法人数）



05 CASE

特例措置番号：105（106、107、108）、1222

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業

◆ 地域の課題

問題

- 新産業の集積・新サービスの創出による地域の競争力強化
- 高齢化の進展等に対応した新たなモビリティの導入・都市交通システムの整備

課題

- 様々な活用が期待される搭乗型移動支援ロボットの研究開発・商用化には実証実験が不可欠
- 公道での実証実験には保安基準への適合や道路使用許可が必要
- 実証実験を行いやすい環境を作り、ロボット開発・活用の先進地を目指したい

特例措置

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を行うためのルールを整備してほしい

◆ 規制の特例措置の内容

施行時期	平成23年3月
特例措置を講ずべき法令等	内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件（平成21年内閣府告示第3号）等
規制の特例措置の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 公道実証実験（以下「実験」）で使用する搭乗型移動支援ロボット（以下「ロボット」）を原動機付自転車（以下「原付」）又は特殊な構造を有する自動車（以下「特殊自動車」）に区分する。○ 原付に区分されるものは道路運送車両の保安基準に基づく基準緩和と同様の措置が受けられるようとする。原付及び特殊自動車について、地方運輸局長が認定すれば保安基準の緩和措置を受けることができる。○ 都道府県公安委員会規則で、実験で使用するロボットの後面にナンバーを表示する必要がないことを示し、実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化する。
全国展開	平成27年7月
全国展開を実施する法令等	内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件（平成27年内閣府告示第323号）等

◆ 主な成果

道路使用許可件数

124 件

実証実験で使われたロボット台数

474 台

経済波及効果

7.1 億円

※平成23年～令和2年10月の累計

※平成23年度～令和4年10月の累計

※1台あたり生産金額を100万円と仮定した
産業連関分析による推計値



參考資料

関連リンク集

構造改革特区関係

構造改革特区 HP

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/index.html>



構造改革特区で活用できる特定事業一覧

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/siryou/ichiran.pdf>



構造改革特別区域計画の認定申請について

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/sinsei.html>



構造改革特別区域計画認定申請マニュアル

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/manual/kaitei.html>



認定された構造改革特別区域計画

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/ninteisinsei.html>



構造改革特別区域基本方針

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/hourei/kouzou_kihon_hoshin.pdf



現在活用されている計画一覧

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/nintei_ichiran/09_katuyouplanichiran1.xlsx



全国展開等された計画一覧

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/nintei_ichiran/09_zenkokutenkaitou2.xlsx



国家戦略特区関係

国家戦略特区 HP

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokuse_ntoc/index.html



規制改革事項の提案募集について

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokuse_ntoc/teian.html



国家戦略特区規制改革メニュー

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokuse_ntoc/menu.html



全国展開された規制改革事項一覧

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokuse_ntoc/menu/zenkoku.html



総合特区

総合特区HP

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/sogotoc/index.html>



総合特別区域基本方針

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/sogotoc/hourei.html>



総合特区一覧

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/sogotoc/tochiran/index.html>



総合特区ベストプラクティス事例集

https://www.chisou.go.jp/tiiki/sogotoc/jigo_hyouka/bestpractice.pdf

